

令和6年3月定例会会議録

令和6年豊郷町議会3月定例会は、令和6年3月6日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	長谷川 貴 康
2 番	西 山 一 男
3 番	井 上 喜美子
4 番	本 田 清 春
5 番	辻 本 勇
6 番	中 島 政 幸
7 番	村 岸 善 一
8 番	前 田 広 幸
9 番	西 澤 博 一
10 番	鈴 木 勉 市
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	清 水 純一郎
企 画 振 興 課 長	山 田 篤 史
税 務 課 長	山 口 昌 和
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
保 健 福 祉 課 長	森 ちあき
住 民 生 活 課 長	辰 見 栄 子
教 育 次 長	西 山 喜代史
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝

地域整備課長兼上下水道課長  
会 計 管 理 者

山 田 裕 樹  
馬 場 貞 子

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長  
書 記

森 本 智 宏  
喜 多 博 紀

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

**村岸議長** 皆さん、おはようございます。定刻より少し時間が早いようですが、皆さんおそろいですのでこれから第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時57分)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、12番、今村恵美子君、1番、長谷川貴康君を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は率直にして明確にお願いいたします。また質問者は会議規則第54条第61号を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。

なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問を行うようよろしくお願いいたします。また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆様はご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、傍聴の方につきましては静かに傍聴していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、今村恵美子君の質問を許します。

**今村議員** はい、12番。

**村岸議長** 今村議員。

**今村議員** それでは私は一問一答で一般質問を行います。

高齢者の福祉充実をということで町長にお尋ねいたします。

令和6年度から第9期介護保険料が改定されるわけですが、昨年6月議会で豊郷町の介護保険をよくする会、約1,500筆の請願が出されました。それは議会では採択され、町にも、伊藤町政の方にも送付をされました。今、本当に高齢者の暮らしは物価高の中で年金が下がって、上がりませんし、ほんまに日々の生活費が大変です。

**村岸議長** 今村議員、質問内容に書いてないのですが、これをやってください。

**今村議員** これは補足説明ですよ。

**村岸議長** それは補足説明に載っていませんので、これを先にやってください。

**今村議員** 議長、補足説明で提案の中に入っていることを言うてるんですよ。それで、今

回、町は令和6年度関係予算案並びに条例改定案で介護保険料の引下げ、利用料の軽減を実施するのかどうかを、まず明確な答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 おはようございます。今村議員の高齢者の福祉充実をのご質問にお答えします。

令和6年度関係予算案ならびに介護保険料については、今回上程しました令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計予算案ならびに豊郷町介護保険料の一部を改正する条例案において、標準の保険料を月額300円引き上げております。

また、利用料軽減の実施についてですが、先の議会でもお答えさせていただいておりますとおり、介護保険サービス利用料につきましては法に基づきサービスの利用負担割合に応じたご負担をいただくものと考えます。町独自の利用料軽減を仮に実施する場合、介護保険事業特別会計で実施することになり、標準の保険料の月額300円引上げ分にさらに第1号被保険者の保険料に上乘せする形になりますことから、現段階では考えておりません。

以上でございます。

今村議員 議長。

村岸議長 再質問。

今村議員 再質問です。今課長の答弁では、この請願が議会で採択し、町政にも送られたことの中で、引下げではなく引上げ、標準月額で300円の引上げを実施し、利用料軽減については町独自ではやりませんという非常に高齢者に冷たい答弁をされました。そこで、私、町が今回全員協議会を出していただきました資料をもとに、引下げじゃなく引上げになると考えておられるその推計、また金額について、正確にお聞きしたいところがあります。

それが1つと、それから、先ほど課長は、町独自の利用料に対する軽減措置をすると、標準世帯の標準額、月額6,300円の標準月額も引上げの対象になるし会計がさらに苦しくなるということをおっしゃっていましたので、私は今、300円の引上げがいかにかに高齢者の皆さんに負担が大きいかということに対して、2点目、見解を伺います。その1点目でお聞きしたいのは、この資料の豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案の全員協議会資料で7ページで、ここに保険料の増減要因、これは町が計画している数値ですよ。計画数値です。第9期に、3年間で保険料を上げる要因の方が介護報酬単価引上げによって107円、というのは3年分で金額的には総額は幾らですか。それから、その下に、介護保険調整交付金減少778円、これについても、第9期計画書の中で、

町は試算して、それを計画として上げております。この3年分の総額は幾らですか。

そして、反対に、保険料を引き下げる要因、こちらにあります保険者機能強化推進交付金等の交付見込み、引き下げる要因で117円、これも3年間で計画値にはこの推計の金額の総額が出ていますが、これも幾らか答弁してください。

そして、第13段階への割合変更で41円の引下げが可能ということで、これも3年間の金額を総額が幾らか示してください。

そして、その下に、介護給付準備基金取崩分406円、これも第9期計画では、この金額がどれだけになるのか3年分を明らかにしてください。

そして、収入見込率の変更、これも21円引下げ要因ですと書かれておりますので、これの3年分の総額をここで金額を出してください。

2点目は、利用料軽減は、介護保険事業の標準月額の人に大きく、また引上げ要因となって圧迫をすると会計を悪化させるということを課長はおっしゃいました。でも、私は、第9期のこの介護保険料、もう既に料金の300円標準額のアップ、これで利用料に至らなくなる人が増えるのではないかと非常に懸念をしています。なぜかと申し上げますと、昨日も申し上げましたが、この介護保険料というのは、消費税と同じく逆進性が非常に高い保険料体系になっています。町は今回、高額所得者の割合を増やしたので、それで一定その分の減額が21円あるとおっしゃいましたが、この逆進性で、端的に言いますと、今の第9期の介護保険料改定条例案で見たら、第1段階、この方たちは例を取りますと、月4万円の年金収入しかない。こういった方は年間48万円しかないですね。この方たちが年間に払う介護保険料が幾らになるかといえば2万2,920円、収入は48万円しかないわけですけれども、年間で通すと4.7%の収入に対する負担率です。ところが、今回第13段階というのは、これを見ますと、表では13人ということですが、分かりやすく言うと、高額所得者です。うちで言いますと、町長の報酬は1,000万円以上あるからそういう方々は第13段階ですよ。そういう方々の年間の負担は、1年間で介護保険料の負担は9期で19万2,960円、これは、年収1,000万の高齢者だったら僅か1.9%、2%にも満たない、その負担で済むんですよ。

それと、非常に私が今回問題だなと思ったのは、先ほど言った、標準月額の世帯の負担がもっと増えるという課長の答弁でございましたが、第5段階、世帯の本人は住民税非課税、これ65歳の人が65歳で住民税非課税で世帯に課税者がいた場合、例えば第1段階で年金4万で48万の人、この人は、この第5段階に入るんです、世帯課税の世帯の中にいらっしゃったら。その人の負担というの

は、300円引き上げて年間8万400円。皆さん、これは財布は別ですよ。息子世帯とか娘世帯とか暮らしていても、介護保険の仕組みはご承知のように、原則年金から天引きするんですよね。そういう徴収の仕方をしているから、僅か4万の年金でも、世帯に家族構成で課税者がいたら、この人の年間の負担は16.7%、15%を超えているんです。そして、その上の段階、第6段階、本人が課税、合計所得が120万未満、これね、こう書くとどんな人たちか分からないですが、例えて言うと、年金を所得にするときに年金の控除は110万、住民税非課税になろうと思ったら、本人の非課税基礎控除は43万円、ですから、153万円以上ある人はほかの所得がなかったら、8万、月6,700円払わなきゃいけないんです。その人たちの負担というのは本当に大変なんですよ。この第6段階では、それを年金で換算すると月に12万4,000円以上の年金をもらっておられる方は、月額8,400円の2か月分の1万6,080円が年金から先取りされる仕組みになっています。このような非情な負担が高い中で、利用料が払えない、そういったことを課長はそういう方々の苦しみは分かりませんか。昨日、保険料を払えないと町に言ってきた人はいない。当たり前ですよね。年金から天引きを先にされるのだから。でも、請願に込められた高齢者の願いというのを、町長も担当課もどう受け止めているのか、それについて再度答弁を求めます。

**伊藤町長** はい、議長。

**村岸議長** 町長。

**伊藤町長** それでは、再質問にお答えします。昨日もお答えいたしましたとおり、調整交付金が4%台から2%台に減るということでございましたので、その件について、幾ら介護保険料を下げると、実はきちっと4%台いただいていたら、約600円から700円ぐらいは下げられるわけでございます。そういった状況でございますので、これは国の介護保険制度によってそういうふうにそれぞれの負担割合が決まっておりますのと、それと天引き云々の件については、これも介護保険法で国の方で決まっておりますので、その制度自体をここで論じていただくのはどうかな、そのように思います。

以上です。

**医療保険課長** はい、議長。

**村岸議長** 小西医療保険課長。

**医療保険課長** 今村議員の再質問にお答えさせていただきます。

全員協議会の方で説明させていただきました資料につきましては、第8期の金額に医療給付費分の金額に置き換えることができませんので、仮に5%の調

整交付金が入った場合との差額の方でということ。

今村議員　　そういうふうにするのだったらそれで計画値に上げているんだから、その総額を言ってくださいと言っているんです。

医療保険課長　　総額につきましては個々の方では今は積上げの方がこの時間ではできませんでしたので一部だけお答えさせていただきますね、取りあえず今は。

介護給付費の予防給付費分につきましては、財政調整交付金が。

今村議員　　ちょっと待って、予防何ですか。

医療保険課長　　介護給付費予防給付費分になるんですけれども、財政調整交付金でしたら今回の試算に伴いまして3,776万6,000円とさせていただいておるところですけれども、調整交付金が5%としました結果は、9,152万9,000円と試算しております。あとそれぞれの個々の計算につきましては上げておりますけれども、今現状は3か年の分、それぞれの総額の方を上げておりませんので、また。

今村議員　　計画。

村岸議長　　答弁を途中で止めないでください。もしあるのだったら再質問にしてください。

今村議員　　はい。分かっているところだけ言って。

医療保険課長　　ちょっとお待ちください。すいません、失礼いたしました。その他の給付費分で216万8,000円の計画をさせていただいておりますが、5%入ってきた場合、525万2,000円となります。すいません、すぐにお答えするのが時間かかりますので、それぞれまたお出しさせていただきます。すいません、失礼いたしました。

今村議員　　議長。

村岸議長　　再々質問ですか。

今村議員　　再々質問です。この保険料の増減要因というのは、第9期の3年間の事業費の中で推計していくやつですよ。だから、年度年度の介護給付総額から人数と36か月分を引いて上がるか下がるかだけの話ですよ。だからそんなのは、この数値が出たというのはその逆算をしているわけですよ。これは1人頭だからね。1人にどれだけの軽減とそれから増加分が出るのかという試算としてやっているのだから、その原型があるからすぐ分かりますので。それで、私がもう1つ非常に疑問視したのが、この第9期の計画で、町長は第1号被保険料に対する国の財政調整交付金が、豊郷の場合は国の試算で基準値からいくと低いので、2.6%しか対象にならないだろうということをおっしゃっておられます。そのために、その分しかないないので、国の国庫負担は本来25%なんです、

それから2.6%が減額されると2.94%が減額されるということで、それが第1号被保険者の負担増につながっているということを説明されました。そこで、第9期の第1号、65歳以上の被保険者の皆さんのさっきの図でいきますと介護保険調整交付金減少分で1人頭778円の負担が上がる要因がありますよというのが出ていたんですけど、私もそれで第9期の当初予算の中で、この横の表に第9期、令和6年度、総給付費が6億5,561万3,000円、そういうので、予算では、それが総給付費で6年度で予算化されていますので、それで引き直して計算したんですが、私が計算間違いいかもしれませんが、介護保険調整交付金の減少というのは700円もいかないなと思ったんです。だからちょっと何か計算の仕方が私の方がおかしいのかということもありまして、第8期の総給付費の見込みということで、8期、令和3年、令和4年、令和5年ってここに表、それから6、7、8と、8期、9期の比較を書いていたいただいているんですよ。これを計画値に入れているはずなんです。私は令和3年の実績値5億5,984万4,000円、これは計画値が6億1,045万7,000円だから、これでいくと91.7%しか執行はできなかった。コロナ禍があったから減ったんだと思いました。次に令和4年、このときの総給付費は5億5,720万9,000円、これは、令和4年の計画値は6億1,361万8,000円、これでいくと執行値は90.8%、1割要らなかった。

令和5年、これまだ決算値は出ていませんよね。今年の9月議会しか出てきませんけど、これはきっと町が考えた令和5年の実績見込値ですよ、5億8,805万5,000円。これについては、令和5年の計画予定値が6億2,332万1,000円なので、町の見込みとしては94%執行できるだろうという数値をここに挙げておられます。そして、9期、本年度、この数値が6億5,561万3,000円と、2,000万も引き上がるんですけど、これは実態とちょっと乖離しているんじゃないかなと私は考えるんですよ。

その点、町としては、課長は先日、高齢者は9期もどんどん増えていくと言いますが、横ばいですよね。人口減少で日本はもうずっと来ているから、団塊の世代も減っていきます。横ばいからどんどん下がっていくんですよ。豊郷も全国的に。そういった中で、この計画数値はちょっと実態と推計の差異があるんじゃないですか。そのことを私は非常に、ただ数値だけ並べてやっておられるけど、本当にこれが実態に即しているのかなという疑問を感じますが、これを最後に聞いて、この質問は終わりますので、課長お願いします。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

**医療保険課長** 今村議員の再々質問にお答えさせていただきます。調整交付金の金額につきましては、全員協議会の方で第8期から第9期の比較表につきましては、全員協議会の方で、第8期計画ベースの給付見込みならびに被保険者数に置き換えて計算し直すことができませんので、第8期と比較した保険料費とすることができませんが、第9期計画ベースでの保険料の増員要因として見ていただきますようお願いいたしますとお伝えさせていただいたところでございます。こちらの調整交付金につきましては5%と見込んだ中での数値となっておりますので、第8期中で計算するならば少し金額が違ふ、乖離があるのかもしれない。もう一度金額を委員会の方で報告させていただきますときにお伝えさせていただきます。

以上でございます。

**今村議員** よろしくお願ひします。

**村岸議長** 次の質問へ行ってください。

**今村議員** 少子化対策強化へ、町長、教育長にお尋ねいたします。

待機児童問題や学童保育の充実は、伊藤町政で長年放置してきた問題です。共働き世帯にとっては、生活できるかどうかの切実な要求です。令和6年度において、入所申請をした保護者に対し、町は全員受け入れる待機児童ゼロの保育所、学童保育の充実のために、町独自の予算を組んだのかどうか、答弁を求めます。

**教育次長** 議長。

**村岸議長** 西山教育次長。

**教育次長** 改めましておはようございます。それでは、今村恵美子議員の少子化対策強化へのご質問にお答えいたします。

まず、令和6年度の保育所の入所申込みの状況についてですが、申込者187名に対し、受入者168名となっております。入所決定前に幼稚園への入園希望に変更された方1名、申込辞退1名がありましたので、最終的に17名に不承諾通知を発出したところですが、17名のうち1名は町内保育所への利用決定を行い、2名は現在他市町の保育所に入所調整中であり、現時点で14名が待機児童となっております。

また、放課後児童クラブについては、通年89名、長期のみ利用39名、計128名の申込者に対し、受入者127名で、待機児童は1名となっております。愛里保育園、崇徳保育園とも希望者全員を受け入れる保育士の確保が困難なため、待機していただく形となっております。また、放課後児童クラブにつきましても、定員を超過するため待機していただく形となっております。

待機児童ゼロの保育所、放課後児童クラブの充実のために、町独自予算計上し

たのかとの問いにつきましては、令和6年度当初予算において前年度から引き続き保育士人材紹介委託料402万9,000円を計上し、民間保育所に対する人材紹介支援事業費補助金100万円、庁舎借上支援事業補助金198万円を計上し、対象者限定ではありますが、保育士等奨学金返還支援事業費補助金18万円を計上しております。

以上です。

**今村議員** 議長。

**村岸議長** 再質問。

**今村議員** ただいまの答弁で、保育所の待機児童は14名、今期も発生していると。その点で、学童は1人というお話でしたが、今の政策は効いていないということは感じないんですか。臨時でも保育士を、支援員でも、町が雇い上げて補充していくという考えはありませんか。待機児童が14名も出るという現実に対して、反省というか、町政の取組、町長も含めてですけど、ないというのが非常に残念なので、これを今期、今年度14名も出たということに対する改善点を説明してください。

**村岸議長** 西山教育次長。

**教育次長** それでは、今村議員の再質問にお答えいたします。

確かに14名ということで、ゼロ歳児7名、1歳児7名、失礼しました、ゼロ歳児7名、1歳児が5名、現在不承諾の方が出ているところですけども、ここで12名ということで、ゼロ歳児、1歳児につきましては、ゼロ歳については子ども3人につき保育士1名、1歳児については子ども6人につき保育士1名ということで、配置基準上どうしても保育士の数を確保しなければならないという点の方がございますので、そこについては、今現在も民間事業所の方に保育士の募集の方もかけておりますし、正規職員につきましても、通年で試験の方をするよう募集の方もかけておりますし、令和6年度の4月1日採用の保育士の募集も、年齢要件を引き上げて募集の方はしたところですけども、応募者がなかったというのが現状でございます。引き続き保育士の確保については全力で取り組んでいきたいとは思っておりますが、職員、それぞれ民間の人材紹介であったりとか、今現在も愛里保育園の保育士の方から、知り合いに誰か声をかけろというふうには、もうその旨伝えておりますが、なかなか採用に結びついてない。応募者がいないというのが現状でございますので、それぞれ職員も努力の方はしておりますけども、結果として結びついていないという現状の方がございますので、引き続き保育士の確保については、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

今村議員 次に行きます。

村岸議長 次ですか。

今村議員 次、高齢者の自立促進へ、町長にお尋ねいたします。すまいるたうんばすに押し車を持ち上げられない利用者がいます。運転手さんが、そのときは降りていただいて、押し車を持って降ろしてあげているという場面に私は遭遇したんですけども、運転手さんは大変だなと思いましたが、それだけじゃなくて、そういう高齢者は、特にお買物で乗るときは荷物もあり大変です。援助者を雇い上げて高齢者の外出支援と運転手さんの安全運行の確保を図ることが私は必要であると思いますが、見解を伺います。

保健福祉課長 議長。

村岸議長 森保健福祉課長。

保健福祉課長 12番、今村議員の高齢者の自立促進へのご質問にお答えをさせていただきます。議員ご質問のすまいるたうんばすの介助員の同乗について、委託先であります社会福祉協議会にお話を聞きましたところ、介助員の同乗は当該事業が開始された平成12年頃から始まり、平成26年10月のバスの運行表の改定まで実施しておりましたが、介助員へのクレーム等が多々あったことにより介助員をなくしたとのことでした。このことから現行を継続することについてご理解をいただきますようお願いいたします。

以上です。

今村議員 議長。

村岸議長 再質問。

今村議員 介護保険の町の事業の説明には、本人が介護者を連れて乗るのは結構ですと書いてあるんですけど、そうならない人もいっぱいいるんですよね。だから私はやっぱり、これからは高齢者が地域で安心してお買物したり役場に行けたり病院に行けるためには、そういった援助は再度復活すべきだと思いますが、この点について町長の見解を伺います。

村岸議長 森保健福祉課長。

保健福祉課長 現状を聞きましたところ、運転手が介助も含めて行うことがスムーズな運行につながっているということで、より安全な運行に努めてまいりたいと思いますので、ご理解の方よろしくをお願いいたします。

以上です。

今村議員 次行きます。

村岸議長 次ですか。

**今村議員** 社会教育の充実へ、教育長、また町長にお尋ねいたします。  
豊栄のさとの使用について議員、政党、住民団体について、会議室の使用を申し込んでも貸さない根拠が明確ではありません。社会教育施設として使用不可にする根拠を法令に則して答弁を求めます。

**教育次長** はい、議長。

**村岸議長** 西山教育次長。

**教育次長** それでは、今村恵美子議員の社会教育の充実へのご質問にお答えいたします。  
豊栄のさとにつきましては、公民館と文化ホールの複合施設であり、公民館部分につきましては、豊郷町公民館管理運営規則第8条第3号において、社会教育法第23条の規定に該当するときは使用を許可しないと規定しております。社会教育法第23条第1項第2号において、特定の政党の利害に関する事業を行い、または公私の選挙に関し、特定の候補者を支持することを行ってはならないとされております。これらの規定に基づき、議員、政党、政治団体の使用を許可しておりません。

以上です。

**今村議員** はい、再質問。

**村岸議長** 再質問。

**今村議員** 今、次長がおっしゃった社会教育法第23条第1項2号の趣旨についてですが、これは平成30年12月21日、文部科学省総合教育政策局地域学習通信課からの解釈の依頼ということで来ているのでは、法第23条第1項第2号の趣旨について、法第23条第1項第2号では、公民館が特定の政党の利害に関する事業を行い、または公私の選挙に関し特定の候補者を支持することは禁止している。本規定の趣旨は、公民館の政治的中立性を確保するために設けられているものであり、例えば特定の政党に特に有利または不利な条件で利用させることや特定の政党に偏って利用させるようなことは許されないが、公民館を政党または政治家に利用させることは一般的に禁止するものではありませんというのがあるんですが、これについて管理規則の改定はしませんか。

**教育次長** 議長。

**村岸議長** 西山教育次長。

**教育次長** それでは、今村議員の再質問にお答えいたします。

平成30年12月21日、文部科学省総合政策局地域学習推進課の通知にしましては、こちらの方でも把握の方をしております。それを受けまして、豊郷町公民館使用機関に関する取扱基準という内部基準の方を定めておりまして、その中で政治につきましては、当然社会教育法第14条で政治教育については、

良識ある公民としての必要な政治的教養は教育上尊重されなければならないというふうに規定されておりますし、政治活動に関わる利用を一途に禁止することはこの趣旨にも反するというふうには考えております。しかしながら、政党、政治団体が町民を主体に開催する講演会等への施設対応については、結果として特定政党のみ優遇していると受け止められるための不公平感を生じるおそれがあるので、結果として貸与しないという基準の方を定めておりますので、引き続きこの基準で運用の方はしていきたいと考えております。

ただ、一般的に先ほど国の通知の方にもありますとおり一律に禁止しないというふうに当然なっておりますので、使用内容であったりとか、どういう講演内容であったりとか、また対象者はどうなのか、そこら辺も判断しながら、今後も判断の方は使用の許可、禁止に関しては判断の方してまいりたいと考えております。

以上です。

**今村議員**

再々質問。

**村岸議長**

再々質問ですか。

**今村議員**

今の次長の発言で、私はやっぱりちょっとおかしいんじゃないかと思っています。これは他府県で市政報告会、議員が市政報告会は公民館で可能かということをお教育次長に聞いたら、不特定の地域住民を対象に行われる市政報告会は市の条例で禁止している事項に当たらない。早急に公民館管理者に周知徹底をしたい。また、地方自治法では、公の施設の利用を正当な理由がなく拒んではならない。政治的活動、宗教的活動、市民活動にそぐわないこともあると判断したということもありますが、しかし、行政に訴えていく活動は政治活動には該当せず、利用の制限を受けない。こういったことを総務部長はおっしゃっておられて、判例で出ているのが、普通地方公共団体は正当な理由がない限り住民が公の施設を利用することは拒んではならない。地方自治法244条の2項、またもう1つの判例では、社会教育法23条1項2号によって、公民館で禁止される特定の政党の利害に関する事業とは、文字どおり特定の政党の利害に関する政治活動を指すのであって、単なる政治的活動を指すものではないと、このように、社会教育の中においては、政治を学習するとかいろんな政策を学習するって、生涯教育だから当たり前じゃないですか。だからそういったことを非常に制約するという今の管理規則また基準等は見直しが必要だと思いますが、いかがですか。

**教育次長**

はい、議長。

**村岸議長**

西山教育次長。

**教育次長**

それでは、今村議員の再々質問にお答えいたします。先ほどの町政報告会、市

政報告会がどうかということでありましたけどうちの取扱基準にもちょっとオープンにしていない部分がありますので、今後これをオープンにしていこうかなというふうに考えてはいるんですけども、現職議員が町民を対象に行う町政県政国政報告会は、従来どおり使用を許可するものとするというふうにしておりますので、現在申込みの方はないんですけども、市政報告会、町政報告会をしたいという申出がありましたら当然そこは使用許可の方をしていきたいというふうには考えております。規定につきましては、これまでどおり運用の方で、社会教育法第23条の規定によると、割と広く使用許可の方は取ってはおりますので、運用規定の見直しについては、現時点では考えておりませんし、運用規定と取扱基準の方を公表しさせていただきまして、こういう感じで運用の方をしていきますよというのはオープンにしていきたいなというふうには考えております。

以上です。

**今村議員** 次に行きます。

**村岸議長** 次の質問に行ってください。

**今村議員** 町営住宅管理運営を問う。町長にお尋ねいたします。

町内には3階建ての町営住宅が3棟ありますが、共同場所等の費用として公益費、これ共益費であります。入居者の間でトラブルを聞きます。これについて町は管理指導をどのようにしているのか、答弁を求めます。

**人権政策課長** 議長。

**村岸議長** 西山人権政策課長。

**人権政策課長** それでは、今村議員の町営住宅管理運営を問うの質問について、人権政策課からお答えいたします。

まず共同場所等の費用については、各団地の入居者の代表の方が管理徴収されております。また共益費についての入居者間でのトラブルについては、現在把握しておりません。

以上です。

**今村議員** 議長。

**村岸議長** 再質問ですか。再質問へ行ってください。

**今村議員** これは3団地で、会計になった人とか管理者とか管理人とかが集めるようなシステムになっているんですけど、現況、ジョイ・椿原は払う人、払わない人いろいろです。でもレイクサイド・花園では、会計さんが集めていますが、集まらないときは担当課に言ったら、ちゃんとその人に払っていただけるように話に行っていたいていますと。でも椿原だったら全然ないと聞きましたけど、なぜそ

ういう差異があるんですか、最後にお答えください。

人権政策課長 議長。

村岸議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の再質問にお答えさせていただきます。レイクサイドの方については、うちの方に連絡があったということで、ジョイ・椿原の方については、うちの方に連絡がございませんので、指導等は行っておりません。

以上です。

今村議員 議長。

村岸議長 再々質問。

今村議員 私、聞きましたよ。用務員さんが言ったけど、それは会計さんのすることで関係ないみたいなことを言われたって。それはどういうことですか。

人権政策課長 議長。

村岸議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の再々質問にお答えします。

用務員というのは集会場の用務員さんの方で多分よろしいかと思えます。用務員さんの方については、区入費の方を管理というか、指導をさせていただいているような状況でございますので、全く共益費と区入費は一緒ではございませんのでご理解をお願いいたします。

今村議員 次に行きます。

村岸議長 行ってください。

今村議員 町民サービス向上に向け、町長にお尋ねします。

長年空き家が続くと、近隣住民には様々な被害が出るが、町は地域の快適な住環境や公衆衛生の観点から、どういう基準で改善のために動くのか、動かないか説明してください。

企画振興課長 議長。

村岸議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 今村議員の、町民サービスの向上に向けてについてのご質問にお答えいたします。

ご質問の、近隣に被害が出ている空き家の改善のためにどういう基準で動くのかというご質問ですが、豊郷町空家等対策計画の第3章の基本方針に、空き家等によるトラブルについて、当事者により解決を図ることが原則です。しかし、空き家等の所有者が経済的な事情などから、所有する空き家などの管理を十分に行うことができず、その管理責任を全うしない場合なども考えられます。そのような場合において、所有者等の第一義的な責任を前提にしながらも、不特定多

数の人々を危険から守るために、町から所有者等の適正な管理を促すなど、空き家等に対して適切な措置を講じていきますと明記されており、基準という点では、人々を危険から守るため必要があるとした場合には町は動く必要があると考えています。しかしながら、空き家もケース・バイ・ケースで、様々な空き家が存在していますので、臨機応変に対応したいと考えます。

以上です。

今村議員 議長。

村岸議長 再質問。

今村議員 国の空き家等対策の推進に関する特別措置法、人口減少社会で、特に地域社会の方で空き家がどんどん増えています。だからこの法律に沿えばさつき課長がおっしゃったこともこの中に書かれておりますが、豊郷町でも非常に迷惑空き家がいっぱいあります。そういった面では推進してください。お願いします。

企画振興課長 議長。

村岸議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 今村議員の再質問にお答えします。これからも豊郷町の空家対策計画に基づき、対策を取っていきたいと思っております。

以上です。

今村議員 よろしくお願いします。

本田議員 はい、議長。

村岸議長 次に、本田清春君の質問を許します。

本田議員 本田清春です。一般質問を行います。私は一括で質問をさせていただき、答弁から一問一答で行います。

1 番、町長、教育長にお尋ねします。愛里保育園では、現在園長を教育長が兼務し、運営されています。しかし兼務は緊急対応策であり、保育園には独自の園長を置くことが求められます。来年度専任としての園長を雇用できるのか見解を求めます。

2 番、年末から正月、お盆の時期は人の出入りも多く、ごみの量が増える時期ですが、ごみ収集は休みに入ります。町民からこの時期にこそごみ収集をやってほしいとの要望が多く寄せられています。町の見解を求めます。

3 番、町長、教育長にお尋ねします。昨年10月に、町内小中学校の子どもたちにアンケートを実施し、その結果が一部ですが、広報とよさと2月号に掲載されました。この結果を受けて、どのように分析しましたか。またこの事業の今後の取組の方向を明らかにされたい。

4 番、町長に伺います。安食川について、去年は、川の北側の地主である業者

と安食西区長との話し合いを持ち、地主には除草を了解してもらいました。しかし、川の南側の地主とは話し合いも持たず、除草も実施していません。行政としての指導の具体的内容及び問題解決への進捗状況を明らかにしてください。

**教育次長** はい、議長。

**村岸議長** 西山教育次長。

**教育次長** それでは、私の方からは1番目と3番目の方のご質問にお答えします。本田清春議員の愛里保育園の職員配置についての見解を求めるのご質問にお答えいたします。

愛里保育園の専任園長の配置につきましては、人事に関することでありますので答弁は控えさせていただきます。なお議員ご指摘のとおり私が保育園長を兼務していることは緊急対応策として認識しており、専任の園長の配置は必要であるというふうに考えております。

続きまして、中学校部活動の地域移行についての現在とこれからの取組の方向について問うのご質問にお答えいたします。

まず、町内小中学校の児童・生徒に対して実施したアンケートの結果分析についてお答えいたします。現在日本全国で部活動の地域移行が進められていますが、小中学生にはイメージしづらく、アンケートの回答に困っている子どもさんも多いようでしたが、その結果から、小学生は約55%が部活動に入部を希望していますが、30%は悩んでいること、地域部活動についての問いについては、活動場所が校内や学校付近であることなど、安心して参加できることを望んでいる児童・生徒が多いこと、中学生を対象にした部活動に所属する目的についての問いでは、仲間と楽しく活動することに加え、自身を成長させたいと考えていること、休日はどんな地域クラブがいいかという問いについては、中学校と同じ種目の活動を希望している生徒が多いことなど、小中学生の考えを知ることができました。

これらのことを踏まえまして、中学校部活動と同じ種目が、地域部活動でも安心して行えるよう、指導者の確保に取り組み、設置の方を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**住民生活課長** 議長。

**村岸議長** 辰見住民生活課長。

**住民生活課長** それでは、本田議員の年末から正月の期間とお盆の期間のごみ収集が止まり、ごみ収集かごがごみ袋であふれている、これへの対策を問うのご質問についてお答えいたします。

ごみの収集日の設定に関しましては、昨日、西澤議員のご質問においてお答えしましたとおりでございますが、皆様には大変ご不便をおかけしましたことを改めておわび申し上げます。このことを受けまして、令和6年度におきましては、長期になる休日の際の収集日について、リバースセンターの開所日に合わせた中で、お盆時期は8月13日の1日、年末年始は、12月29日と1月4日の2日間増やすなど、調整をさせていただきましたので、今年度のようなご不便をおかけすることはないと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

地域整備課長兼

上下水道課長 議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備課長兼

上下水道課長 私からは4番の国道8号線手前の安食川の除草について問うについてお答えさせていただきます。昨年地元の方と議員から相談があり、安食川に隣接する所有者5名に私有地の管理と除草のお願いの文書を送付いたしました。うち1名だけが対応されてないというような状況です。引き続き適切に管理していただくよう通知をしてまいります。

以上です。

本田議員 議長。

村岸議長 再質問。

本田議員 2番についての再質問を行います。年末から正月へのごみの収集の問題から入ります。

村岸議長 もう愛里はないんですね。

本田議員 人事のことだということですので、確かにそれはよく分かりますので、ただ、今考えているということだから早急にやっていただきたいということだけ申し上げておきたいと思います。

2番から行きます。1月、私が在住します安食南の総会が行われました。この総会の中で、年末から正月にかけて、収集日でない日にごみが出されていることへの批判が上がりました。決まった日にごみを出すべきだという、言わば区民のモラルを問うという、そういう点での声が上がりました。しかし、その議論が深まる中で、年末から正月、お盆という人の移動が多い時期に、ごみ収集が長期に休むというのはモラルの問題、区民のモラルの問題だけではないのではないか。町の対応に問題があるのではないかという意見が出されました。今お答えのように、住民生活課の方で連休中の可燃性ごみの収集日を増やして対応していた

だけということでお知らせしたいと思うんですが、町民の皆さんも喜ばれると思います。そこでこのような、この年だけではなくて今後とも起こり得る、カレンダーの曜日設定によっては起こり得ると思うんですが、近隣の市町ではどのような対応をされているのか、お調べになったら答えていただきたいと思います。比較して考えてみたいと思いますし、質問も出されておりましたので、よろしく申し上げます。

住民生活課長 はい、議長。

村岸議長 辰見住民生活課長。

住民生活課長 それで本田議員の再質問にお答えいたします。近隣の状況といたしましては、今年度の年末は29日まで収集されておられるところもあったと聞いております。基本的に、年末年始1回ぐらい飛ぶようなぐらいでおさまるように調整をさせておられるところもあると聞いておりましたので、豊郷町におきましても、今後そのようなことがないように設定をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

本田議員 議長。

村岸議長 再々質問。

本田議員 近隣では29日まではやっておられるということですし、今後改善点が見られましたので、この点が今後、町の方でも注意して見ていただいて、課題が残る場合は、ぜひ改善していただける、早急に改善いただけるという対応を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

住民生活課長 議長。

村岸議長 辰見住民生活課長。

住民生活課長 それでは、本田議員の再々質問にお答えいたします。今後におきましても、今年度のことがないように、きちんと日を確認いたしまして、設定の方をさせていただきますし、また改善点等がございましたら、都度、調整させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

本田議員 議長。

村岸議長 次の質問へ行ってください。再質問。

本田議員 3の中学校の部活動の地域移動について再質問を行います。

部活動にメスが入るようになって、今、地域移動という問題について入ったのは、2012年以降です。この年、大阪市桜宮高校のバスケット部主将が顧問の教師から暴言、体罰を受け、それに耐えかねて自殺するという事件が起きました。この事件を受けて、2016年、文科省とスポーツ庁は、運動部活動のガイドラインを制定しました。内容は、生徒全員に部活動を強制するものではない。

勝利至上主義にのめり込まない。そのために、週2日の休業日、1日2時間程度、休日も3時間程度とするという制限を加えました。地域の部活動指導員の登用、さらに体罰の禁止などです。

次に、スポーツ庁地域スポーツ課が、令和2年に、休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教員が行うのではなく、地域の活動として地域人材が担うこととし、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師の休日の活動にしないこととしています。部活動の地域移行は、学校と地域のつながりの中で取り組まなければならない難しさがあります。来年度の部活動と学校の教員の関わりはどのようになりますか。また、地域には、剣道やサッカーなど、長年苦勞されて指導員を引き受けておられる方も存在します。そうした方々との意見交流は進んでいるのでしょうか。

以上、お答えください。

**教育次長**

議長。

**村岸議長**

西山教育次長。

**教育次長**

それでは、本田議員の再質問にお答えいたします。

来年度令和6年度、昨日上程の方をさせていただきました令和6年度の当初予算案の中でもですが、来年度からサッカー、剣道、あともう1つスポーツスクール、多目的スポーツを経験するスポーツスクールの3種目を地域移行のモデルとして移行していくというふうには考えております。今現時点でもアンケートの方でもやっております、コーディネーターの方が、アザックとよさとであったりとか剣道の指導者、サッカーの指導者と意見交流をしながら、今後の地域移行に向けての協議の方を現時点でも続けているところでございます。今後につきましては、当然指導者の確保というのが一番大きな課題ではありますので、現在サッカーと剣道とスポーツスクールの方は見つかりましたけども、今後、例えばバスケットであるとかバレーボールであるとか、あとブラスバンド、文化部の方も当然地域移行の対象の方にはなりますので、そこら辺の指導者の掘り起こしと、豊郷町だけでできない場合は広域であったりとか圏域の中で指導者の方を確保してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

**本田議員**

教員の対応。

**教育次長**

ごめんなさい、忘れていました。教員につきましては、現時点で完全に移行するわけではございませんので、引き続き来年度も部活動で教員の方の指導の方はしていただきながら、一部サッカー、剣道につきましては、土曜の方にできる

部分は移行していくという形になろうかというふうに考えております。

以上です。

**本田議員** 議長。

**村岸議長** 再々質問。

**本田議員** 私も、このアンケート等を丁寧に読ませていただきました。

教育長にお尋ねします。スポーツ庁地域スポーツ課が、令和4年6月6日、概要を発表しています。その提言の中で、スポーツは自発的な参画を通して楽しさ、喜びを感じる事が本質だとしています。また、望ましい姿として、自発性だとか楽しさだとか、喜びが味わえる部活動というものをキーワードにするということにしています。他方、本町の教育委員会が昨年行ったアンケート調査結果の概要を読みましても、技術向上のための地域クラブ希望を示すのは、サッカーがありますが、多くの小中学生の部活の目的は、先ほども次長が説明されましたけども、友達と楽しい学校生活を送りたいが多くて、ここでも中学校生活を楽しく豊かにできるための部活動というような立ち位置になっていると思います。

私は60年代に中学生生活を送り、ひたすら勝利のために頑張るスタイルで部活動を過ごしてきた経験を持っています。しかし、それとは真逆の部活動のイメージを提案、概要でも提起をしています。すなわち子どもたちはみんなと楽しみながらうまくなりたいという、そういう願望を持っている。それに応えるということだと思えます。そうした部活動の在り方を考えますときに、部活動はもっと子どもがやりたいものに変えていく。何をどのようにするか、自分たちで話し合っ決めて。顧問には何をしてほしいのかを伝えるといった、子どもの自主性を尊重した移行というものを視野に入れて考えていくべきだと思います。行政として、部活動の在り方をどのように考えているか答弁をお願いいたします。

**教育長** 議長。

**村岸議長** 堤教育長。

**教育長** 本田議員さんの再々質問にお答えいたします。

中学校生活を充実した日々にしていくという中で、クラブ活動、あるいはこういったスポーツ活動、文化活動というのは非常に意義があるかと思います。ただ、以前のように今言われましたように、以前のように勝利至上主義的な部分では今後はなかなか行っていけないんじゃないかと。クラブチームでもって、そういった自分の技術力を高めていくということは確かにあろうかと思いますが、チームでもってともにプレーする喜び、あるいはともに達成感を味わうということら辺のイメージは、正直小学生にはなかなかイメージしにくいかなということをおもっております。ただ、中学校の経験者から、そういったものを小学生が学

んでいくということも確かにあろうかなということ 생각합니다。

いずれにしても、生徒が中学校でどういった日々を送るのか、充実した日々の中にそういった放課後の運動クラブ、文化クラブを充実していくかということはいずれについても、子どもたちとの話し合い、意見も吸い上げながら、また、指導者の意見等も考慮しながら、成し遂げていくものであるということでもあります。

移行の1年目であるので、いろいろ試行錯誤しながら取り組んでいくべき事案であると考えております。

以上です。

**本田議員** 議長。

**村岸議長** 次の質問へ行ってください。

**本田議員** 4番の国道8号線手前の安食川の除草について再質問をします。先ほど回答がありましたが、今ご回答を聞く限りにおいては、ほとんど進んでないということになるのではないですか。もう一度回答をお願いいたします。

**地域整備課長兼**

**上下水道課長** 議長。

**村岸議長** 山田地域整備課長。

**地域整備課長兼**

**上下水道課長** 本田議員の再質問にお答えいたします。5件発送しまして、4名の方は対処いただきまして、1件だけ未対応ということでございます。

**本田議員** 議長。

**村岸議長** 再々質問。

**本田議員** では前に進んでいると受け止めていいわけですか、それともそれでもやっぱり、除草は向かって南側ですが、除草は結論的に言えば進まないというように捉えるべきだったんですか。もうちょっとお願いします。

**地域整備課長兼**

**上下水道課長** 議長。

**村岸議長** 山田地域整備課長。

**地域整備課長兼**

**上下水道課長** 本田議員の再々質問にお答えいたします。

今除草されていなかった、私有地なので除草されていなかったところに、写真つきで文書で適切な管理をお願いしたところ、南側ですと4件ありますのでそのうち3件は対応してくれて1件だけ残っています。その1件については、去年文書を送ったときに電話がかかってきました。遠方のかかなり遠方の方なんです。

いろいろ、何でせなあかんのとかいろいろ逆に怒られるというか、文句を言われたんですけれども、その方には、個人の所有の中の除草については個人がすべきなんですよということを何回も担当の者からお話をさせてもらって、ある程度は理解してもらったつもりやったんですけども、対処してもらっていません。なので1週間ほど前、2週間ほど前にもう一度文書で再度管理するように、通知しているところです。

以上です。

**村岸議長**　ここで、暫時休憩したいと思います。

再開は10時25分から行います。

(午前10時12分　休憩)

---

(午前10時27分　再開)

**村岸議長**　それでは、再開いたします。

**井上議員**　議長。

**村岸議長**　次に、井上喜美子君の質問を許します。

**井上議員**　町長、教育長にお伺いします。部活動の地域移行に対してです。先ほど同僚議員も申し上げましたが、2023年から3年間、改革推進期間として進められていますが、モデルとして活動している対象スポーツ等はあるのですか。

**教育次長**　議長。

**村岸議長**　西山教育次長。

**教育次長**　それでは井上喜美子議員の部活動の地域移行のご質問にお答えいたします。令和6年度からモデルとして活動する対象につきましては、サッカー、剣道、そして多目的スポーツを体験するスポーツスクールの3種目を予定しております。以上です。

**井上議員**　議長。

**村岸議長**　再質問。

**井上議員**　サッカー、剣道、多目的スポーツのスポーツスクールとお伺いしましたが、指導者を、町の方からというか、選任とかはされているわけですか。報酬なしでは公募もできないと思うんですけども、そこら辺はどのようにお考えですか。

**教育次長**　議長。

**村岸議長**　西山教育次長。

**教育次長**　それでは、井上議員の再質問にお答えいたします。

指導者の選任につきましては、現在サッカーについては豊栄クラブの方をお願いしようというふうに考えておりました、剣道につきましては、剣道教室の方

に、多目的スポーツについては、アザックとよさとさんの方に現時点でお願いする予定をしております。

報酬につきましては、昨日の当初予算の方にも上がっておりますので、該当ページを申し上げます。議第20号豊郷町一般会計当初予算の114ページの教育費の項保健体育費の目保健体育総務費の報酬の指導員報酬222万3,000円を計上しております。主要施策の概要の方にも当該事業の部分は掲載の方をしておりますが、主要施策の概要の32ページの中段下の、ごめんなさい、中段下じゃない、33ページの下から2段目の地域部活動推進事業として258万5,000円の中に222万3,000円は含めて計上の方をしております。

以上です。

**井上議員** 議長。

**村岸議長** 再々質問はありますか。

**井上議員** 今モデルとして行っているスポーツはサッカーということでよろしいんですか。活動している時間帯ですけども、モデルとして、時間帯はどの時間帯を活動されているのかお聞きしたいのと、ナイターですと、30分1,700円のナイター代、1時間ですと3,400円。約2時間を練習時間と認めたら6,800円かかってくるわけです。こういう諸経費等は誰が負担しているんですかね今のところ。アザックに出している委託金とかの増額はできないのか、そこら辺をお伺いします。

**教育次長** 議長。

**村岸議長** 西山教育次長。

**教育次長** それでは、井上議員の再質問にお答えいたします。

サッカーにつきましては、先ほども申し上げましたとおりサッカーの方は地域部活動の移行の対象というふうにしておりまして、来年度の予定ではありますけども、毎週火曜日と金曜日の夜2時間と土曜日の昼3時間を地域部活動の活動の報償の対象の事業というふうにしてしようと考えております。次年度以降につきましては、ナイターは当然先ほど申し上げました事業費258万5,000円の中に施設使用料の方も含まれておりますので、地域部活動の移行対象の事業に関しては、そちらの方で事業費を執行していこうというふうにして現時点で考えております。現在につきましては、当然スポーツクラブの方で借りておられますので、スポーツクラブの方で負担をしていただいているんですけども、こちらは12月議会でもご質問いただいたかと思うんですけども、来年度当初予算でアザック、スポーツ協会の補助金を前年度、令和5年度に190万円を計上

しておりましたが、来年度は240万円に、すみません、230万円に増額しております。40万円分増額しております。こちらにつきましては、ナイター使用料の助成の方を現時点では考えております。

以上です。

井上議員 議長。

村岸議長 次の質問に行ってください。

井上議員 町長にお伺いいたします。こども110番のカラーコーンについてですが、カラーコーン設置の選出方法と現状はどうなっているのかお尋ねします。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、井上喜美子議員のこども110番のカラーコーンについてのご質問にお答えいたします。

こども110番の家カラーコーンにつきましては、豊郷町青少年育成町民会議で設置の方をしております。まず選出方法につきましては、こども110番の家にご協力いただける方をチラシにて募集しております。また、町民会議事務局からの声かけ、またご協力いただいている方からのご紹介により新たな協力者をお願いしているところでございます。現在カラーコーンを設置していただいておりますこども110番の設置箇所は、豊郷小学校区に31か所、日栄小学区に34か所の計65か所になります。

以上です。

井上議員 議長。

村岸議長 再質問。

井上議員 今、カラーコーンは置いてありますが、これは子どもとか通学途中とか、不審者等があれば助けを求めに入れるという認識をしているんですが、留守がちな家もあり、カラーコーンのみを置いているところも多いと思うんです。そういうところは別に意味がないと思うんですけど、そこら辺はどのようにお考えですかね。ここに今あるけど、役に立っているとか、別に無意味だとか、無意味なことはないと思うのだけど、置いていても留守がちだったら何かがあったときには助けを求めに入れない。そういうところはどのようにお考えですか。役場、町教育委員会としてそこら辺を認識されていますか。

教育長 議長。

村岸議長 堤教育長。

教育長 井上議員の再質問にお答えいたします。

実際にカラーコーンはあるけど不在の家もあるんじゃないかなというご指摘

ですけど、確かにそういったケースもあるかと思います。ただ、私たちが子どもを守る立場からすると、行っておられないというのは非常にこれは最悪な状態ですけれど、逆に他の不審者の方からすると、この町はこの町全体で子どもたちを見守っているという意味で、抑止力の部分もあるんじゃないかなということも踏まえてのカラーコーンということでお受け止めいただきたいと思います。ただずっと不在というのはいかがなものかなと思いますので、再度確認してみたいと思います。

以上です。

**村岸議長** 再々質問はありませんか。

**井上議員** ありません。

**村岸議長** 次に、鈴木勉市君の質問を許します。

**鈴木議員** はい、議長。

一般質問をさせていただきます。

まず、職員の個人情報漏えい問題について問います。職員が町民の個人情報を漏えいした問題について全員協議会でも2回報告がありましたが、次の点を明らかにしてください。

1つはその後の町の対応、明らかになった内容、2つ目は今後の再発防止対策について。

次に2点目、町広報を町の全職員に配付を。町の広報は、町の職員については、各課で閲覧というか、回覧されているとお聞きしますが、次の点に明らかにしていただきたい。どうして閲覧、回覧なのか、全ての職員に配付をしていただきたいと思いますかどうかお答えをお願いいたします。

3点目、令和6年度の国民健康保険税について問います。12月議会で、令和6年度の国民健康保険税の引下げを求めましたが、どのような税額になったのか、その計算根拠がどうなのか明らかにしていただきたいと思います。

4点目、防災対策倉庫について問います。元日に発生した能登半島地震は改めて行政や私たち自身の震災に対する備えの重要性を思い知らされますが、防災対策倉庫について、次の点を明らかにしていただきたいと思います。1、防災倉庫にはどのような物資がどれだけ備蓄されているのか、2、防災倉庫は耐震基準を満たしているのか。

最後に、補聴器購入費助成事業の拡充を求めます。これまで幾度か、補聴器購入助成事業の拡充を求めてまいりましたが、次の点について明らかにして、制度発足以来の相談件数、事業実績、2つ目、所得制限の撤廃、上限の引上げなど購入費助成事業の拡充を求めますが、回答を求めます。

総務課長 はい、議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、10番、鈴木議員のご質問に私の方から2点お答えをさせていただきます。

まず、1点目の職員の個人情報漏えい問題について問うのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず最初に今回の件では、町民の皆様には多大なご迷惑をおかけしたことに心からおわびを申し上げたいと思います。さて、今回の問題につきましては、1月24日と28日の全員協議会でご報告をさせていただいたところで同じ内容になりますが、改めてお答えをさせていただきます。発覚時点では、役員選挙用の名簿として25歳から69歳の646人分が流出したと報告をさせていただきましたが、その後の調査によって、敬老会用の名簿として3年間、70歳以上の約250人分が流出したことが新たに判明をいたしました。2月7日に対象者への報告とおわびの文書を作成し、郵送でお送りさせていただきました。また、翌8日には、町のホームページにて確定の報告を公表し、併せて総務省と国の個人情報保護委員会へ報告をさせていただきました。当該職員の処分につきましては、新聞等にも掲載されておりましたが、本人については1か月間の停職、また課長については戒告の処分を行ったところです。再発防止策としましては、毎年1回実施している情報セキュリティ研修を2月6日に、また今回の件を受けまして、急遽、3月1日に、個人情報保護情報セキュリティポリシー研修を、また、3月4日、5日にコンプライアンス研修を実施したところで、今後も定期的に研修を実施し、個人情報保護の重要性について徹底するとともに、再発防止に努めたいと考えております。

続きまして、防災対策倉庫について問うのご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の防災倉庫での備蓄状況ですが、先に西澤議員にもお答えしたとおり、食料と水につきましては、パン6,480個、炊き込みご飯等のアルファ化米4,000食、カレーライス3,000食、ビスケット類3,000袋、飲料水は500ミリリットルペットボトル9,600本を備蓄しております。ほかにも資機材として、災害用救助毛布1,900枚、3畳用畳マットと仕切りのセットが160セット、炊き出し用炊飯器、飲料水生成装置、LED投光器、発電機等を備蓄しています。また、防災倉庫ではございませんが、北部浄水場に段ボールベッド100台や、役場等の各所に避難所での感染症対策としてのマスク、フェースシールド、アルコール消毒液、手袋等も備蓄をしております。

2点目の防災倉庫の耐震性ですが、建築年が昭和54年と古く、当時の基準で建築されており、補強も行っておりませんので、基準を満たしているとは言い難いですが、構造的に大きな荷重がかかるものではありませんので、一定耐えられると考えております。

以上です。

企画振興課長 議長。

村岸議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 鈴木議員の、町広報を町の全職員に配付をについてのご質問にお答えいたします。

①の、なぜ閲覧なのかにつきましては、掲載した記事の確認をしてもらうため各課に回覧しております。②の全ての職員に配付すべきだと思うがどうかにつきましては、現在、町の広報紙は、町のホームページ、結ネット、また、全国の自治体の広報紙が閲覧できるマチイロというアプリで電子データでも配信しており、スマホなどの端末から簡単に見ることができる状態です。また、本町では、結ネットという回覧情報をデジタルで配信するアプリを導入し、住民の方にも結ネットを活用し、広報紙などを見ていただくよう、推奨しております。特に職員につきましては、自治体DXの推進のためにも積極的に結ネットを活用するよう推奨しているため、全ての職員に配付する必要はないと考えます。

以上です。

税務課長 はい、議長。

村岸議長 山口税務課長。

税務課長 鈴木議員の、令和6年度の国民健康保険税について問うのご質問にお答えいたします。

まず、①の、どのような税額になったのかについてですが、納付金ベースで申し上げますと1人当たり1万6,576円の引上げとなっております。

続いて、②の計算根拠につきましては、現行税率と統一標準保険料の差額が2万7,576円であり、引上げの抑制のため、国民健康保険運用基金を活用し、1人当たり10万8,148円となるものでございます。こちらにつきましては、県に納めるべき、令和6年度の国民健康保険納付金に必要な保険料について、令和6年度の被保険者数、所得割、見込額を用いて、国民健康保険運用基金を活用した上で算出したものであり、これが今回上程させていただいております議第8号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の税率となっているものでございます。

以上です。

保健福祉課長 議長。

村岸議長 森保健福祉課長。

保健福祉課長 鈴木議員の補聴器購入費助成事業の拡充についてのご質問にお答えをさせていただきます。①の事業開始当初からこれまでの相談件数は把握できておりません。令和2年度からの事業実績は25件です。②の助成事業が始まって3年が経過しましたので、今まで申請された住民の方から今年度お話を伺いました。その上で、令和6年度より、3点要件を改正しようと考えております。

1点目は非課税要件の廃止、2点目は助成金額の限度額を4万円に引き上げる、最後の3点目は医療機関の受診を必須とする。以上の3点です。

住民の方からのご意見により、町として必要な方に必要な支援が届くよう体制を整えてまいります。

以上です。

鈴木議員 議長。

村岸議長 再質問から。

鈴木議員 個人情報の問題について再質問をいたします。先ほど回答にはありましたが、この問題については、1月24日、事件が発生し、町が新聞発表される1時間前に緊急の全員協議会が開かれ、報告がいただきました。また、2月28日の全員協議会でも報告がありましたので、かぶる点があれば回答は結構だと思いますので質問します。ただ1月24日の全協で配付された文書では、詳細は現在調査中というふうにされていたんですが、同日付の町長名の町のホームページがありまして、個人情報の流出についてというのがあったんですが、それを拝見すると、そこでは、電算システムのセキュリティー対策云々というのがもう既に書かれてありまして、この時点で既に一部が把握をされていたのではないかとというふうに勝手に推測をしております。

それです、事実関係は明らかにしておくことが大切だと思いますので、幾つか質問をさせていただきます。

1つは電算キーの操作には、IDとかカードとかそういうようなものが必要だと思っておりますが、この28日の報告では、係長の指示を受けた職員が台帳をアウトプットしてそしてそれを渡したというような意味の報告がありましたが、漏えいをした職員自身は、IDといますか、カードを持っておられたのかどうか、そういうIDやカードは全ての職員が持っておられるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

それから2つ目は、電算機から取り出した台帳といっても住民基本台帳1枚ですよね。それが、どのように加工して渡されたのかね、どう加工されたのかね

分らないです。それが2点目です。

3点目は1月24日の全協の報告資料では、職員の処分については、懲戒委員会に付議が出た、処分が決定したというのは報告がありましたが、2月27日に処分が決定されていると報告をお聞きしているんですが、いつ懲戒委員会に付議をされたのか。それが1点目です。2点目は、付議をするためには調査が必要だと思うんですね。調査というか、報告事項とか諮問事項というのかちょっと分かりませんが、どなたが誰から何回聞き取りをされて、懲戒委員会にどのような報告をされたのか、説明をお願いしたい。3点目は、委員会が何回開かれたのかも併せてお願いをしたいと思います。

それから、4点目は、1月25日のNHK滋賀NEWS WEBに上がっております。滋賀NEWS WEBには、この時点で住民生活課の職員1人が云々と、NHKで上がっているんですよ。これで間違いがないのかどうか、NHKにはそう上がっていましたので、確認だけをしたいと思います。

5点目は町のホームページでもそれから報告でも、今年分の名簿は回収済み、コピーもとあるんですが、若干気になっているんですが、名簿が全て回収をされているのかどうかです。

6点目は、先ほどもご報告がありました情報が漏えいした対象の住民にお呼びとご報告というのが郵送されていますが、何通ぐらい送付をされているのか、約でいいんですけど、それから関係の住民から何か反応とございますか、そういうものが役場の方にお尋ねか何かあったのか、その点だけをまずお聞かせ願いたいと思います。

**総務課長** はい、議長。

**村岸議長** 清水総務課長。

**総務課長** それでは、鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の電算の件でございますが、本町の住基システムの運用につきましては、IDカード等は使用しておりません。個人のIDとパスワードを入力する形で行っております。それで住民生活課の職員につきましては、当然課員全員が窓口でも対応できるようにということで、課員には全て住民基本台帳へのアクセスする権限は付与をされておりますので、当該職員にも権限があったということになります。

次に、2点目のどのように加工されたのかということですが、住基情報をデータで取ってきたやつをエクセルで加工しまして、表の形式にしてその表を渡したというようなことでございます。よろしいですか。

次に、3点目、懲戒審査委員会の件でございますが、懲戒審査委員会には当然

かけてございます。会議につきましては2回開催されまして、2月6日と21日に開催をしております。内容につきましては、本人からの顛末書、経過を記載した顛末書を出していただくのと、それからそれに対する弁明書ということで反省の弁を述べた弁明書を提出していただいております。それをもちまして、審査を行ったということになります。

次、4点目のNHKの関係ですけれども、ちょっとNHKは私はその内容を把握してないのでお答えに困るので省略をさせていただきます。ただ町としては、公式に発表しています2名が処分を受けたということですので、NHKさんがどういう報道されておられたか分かりませんので差し控えます。

次、5点目、名簿を回収済みなのかというところですが、報告もさせていただいたとおり、区長宅と事務所にも行きまして、古いファイル等も全部調べて、コピー等が残っていないかを職員が直接行って確認をし、残っていたものは全て持ち帰っておりますので、町としましては、全て回収したというふうに思っております。

最後6点目、おわびの文書についてですけれども、おわびの文書は先ほど申し上げた646プラス約250人のほぼ900通を発送いたしました。反応としましては、特に当該通知を受けられた方からの苦情等は受けておりませんが、違う字の方から、新聞報道を見て、自分じゃないのかというような問合せもいただいたことはございます。ただ文書は行っていませんのであなたではありませんというような回答をさせていただいて、町の今回の経緯についておわびをその方にもさせていただいていたというような程度で、ほぼ町に対しての反応はなかったということでございます。

以上です。

鈴木議員 議長。

村岸議長 再々質問。

鈴木議員 ちなみにこれは1月25日のNHK滋賀NEWS WEBというところに上がっていました。また終わってからも。

それから今後の対策としては、職員の研修とコンプライアンス遵守のためのいろんな研修をやっていきたいということですが、実はこの間、私が議員になってからでもそうですが、今回の問題は個人情報の漏えいということですが、法、条例、要綱、規約違反、それとかそれに疑義するような事件は幾つかこれまでもあったと思うんです。例えば、2009年の6月議会では、今はもう訂正されていますが、地方財政法第7条第1項に基づく剰余金の処理、それまでされていませんでしたが、提起をさせていただいて今はもう訂正されて毎年なっています

し、2009年の12月議会では、当時の議会事務局長が歳計外現金、これ決算のときに明らかになったと思うんですが、歳計外現金を保有していて10分の1減給1か月という処分がありました。2012年12月には、財務規則違反の改良住宅譲渡事業があつて町長から再三指導してきたんだけど残念ながら守られていなかったという回答がされています。2013年6月議会では、決裁をせずに担当課の指示で公営住宅の工事が変更されているということが分かる。このときも町長の方から回答をいただいたのは、私が知ったのは誰の決裁もなしに工事が済んでいたというのが実態ですという、素直にそのままの実態を明らかにしていただきました。

いろいろ、つまり、これまでも、今回は個人情報の漏えいという、現代社会における非常に重要な問題ですが、私はそれだけじゃなくてやっぱり条例、規範を職員がさんがきちっと守って仕事をしていくということが一番大事なのだらうと思います。

最後に、2018年3月議会では、豊栄のさと駐車場拡張工事をめぐる問題が明らかにになりまして、議会が町に顛末書の提出を求めて、教育長名で報告をいただきました。その最後には、性格は違うかもしれませんが、こうした問題を再発させないために教育委員会あるいは町行政の組織である組織としての閉塞感解消云々に向けて真摯に検証を進めるとともに、改善に向けて努力を積み上げる姿勢が私たちに求められているというふうにされていました。

先ほどから申し上げております、今回の情報漏れは少し事情が違ふと思いますが、組織、町行政のコンプライアンスをどう確立をしていくのかは、これまでも問われていましたし、もちろんこれからも問われていくのだと思います。もちろん職員個人の責任があることは論を待たないと思いますが、同時に、今回の問題を職員個人の問題にとどめずに、法令遵守、コンプライアンスを守る組織づくりを進めていく必要があるというふうに思うんですが、最後にこの件について町長の決意と見解をお願いしておきたいと思います。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 それでは、10番、鈴木議員さんの質問にお答えします。

本当に課長が申しましたように私も1月24日の全協には、皆さん方におわび申し上げますとともに、そしてまた、記者会見でも町民の皆さん方におわび申し上げ、そしてまた、それぞれ一人一人におわび状も出させていただきました。今回の件、このようなことが起こったのは、やはり、これは組織としての問題でもあります。ただ私から言えることは、あまりにもやはり地域の字で解決するこ

とが行政に持ち込まれている面が一面ございます。そういう形の中で、やはり寄り添った形がちょっと行き過ぎたのではないかなと、これは、我々が1つの教訓としながら、しっかりと襟を正して、コンプライアンス遵守、そして毅然とした態度でこれからも行政運営をやってまいりたいと思いますので、皆さん方のご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

鈴木議員 議長。

村岸議長 次の質問に行ってください。

鈴木議員 広報の問題ですけど、全ての職員に配付をしないという回答でしたが、広報の役割についてどう認識されているのか、回答をお願いしたいと思います。

企画振興課長 はい、議長。

村岸議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 それでは、鈴木委員の再質問にお答えいたします。広報紙とは、町の施策や取組などを町民の方に広報するもので、それに加えて町の知ってほしい情報やお知らせなどを掲載し情報を町民の皆様にお知らせするものだと思っております。以上です。

鈴木議員 議長。

村岸議長 再々質問。

鈴木議員 最近の町広報の表紙は非常に見やすくなったというように私は思っているんです。見やすくなっているんです。ただ私が考える町広報の役割は、私なりに考えてみたんですが3つあると思うんです。1つは町民の皆さんへの回答がありました。その月ごとの町の事業の周知、報告をしていくという役割、2つ目は、それらの事業へ、ここが大事なんですが、町民への参加協力を呼びかけるという役割があるんじゃないか。3つ目は、町民への様々な啓発、お願いを、こういう主に3点の役割があるんじゃないかと。

先ほどの回答ではホームページがあるということでしたが、ホームページというのは、自分の関心のあるところしか見ないんです。職員が、例えば、先ほどのコンプライアンスにも関わりますが、窓口で町民の方が来られたようなときに、この月にどの事業がどこで行われているのかがやっぱり全ての職員が把握をしていく必要があると思うんです。そのためには、手元にこの広報を置いておいて、本来は広報の事件はどの条例に基づいているか、各課で検証が必要かと思えます。そういう意味で各個人の手元に置いておいたらどうかという質問をさせていただいたんですが、どうでしょうか。それでもこれまで通り回覧されますか。

企画振興課長 議長。

村岸議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 鈴木議員の再々質問にお答えいたします。もし職員の中で、どうしても紙媒体で見たいというのであれば、特に企画振興課にも予備がありますし、役場フロアにも設置しているチラシ等のラックにも置いてあります。もし必要であればそれを自分でもらって見ていただきたいと思います。

以上です。

鈴木議員 議長。

村岸議長 次に行ってください。

鈴木議員 再々質問。

村岸議長 再々質問は今ので終わりましたよ。

鈴木議員 次に、国保の国民健康保険の問題ですが、全員協議会でも説明がありましたので、1万6,000円、ざっと上がるようになるということで、計算根拠についても一定の説明もあったのですが、それを受けて再質問させていただきますが、1つは、今年度は基金を大方1,700万取り崩して、年度末基金の残高が5,000万程度になるということでした。それからこれまで一貫して、県の統一になる場合の保険税が上がるので、県で統一されるまでには基金を取り崩して激変緩和措置に使っていきたいという回答でしたが、1点目は、今回初め全員協議会で県統一までのAからDまでの5つのシミュレーションはいただきましたが、昨日の町長の回答ではこのAからDのうちでは、多分Aの平準化パターンになるのではないかと思うんですが、この確認の意味で示されたAからDのうちのどのパターンを考えておられるのか、回答をお願いいたします。

それから2つ目は、今年度の取崩額が1,700万ということでした。主要施策の概要ではそれがほぼ倍の3,400万になっていまして、全員協議会でお尋ねをしたところ、事務方としては、予算の段階でまだ実績が定まっていないので、前年度の3,400万で、6月議会で取崩額を当初予算に合わせたいという回答だったと思うんですが、それで納得したつもりだったんですが、介護保険の取崩額は今年度の取崩額と同様の額になっているんですが、ちょっとその点だけ確認をさせてください。

3点目は、これは議論があるところだと思いますが、主要施策にあるとおり、3,400万円をこの際取り崩してしまえば、これで1万1,000円減額になりますから、引き上げ幅を抑えることは可能ではないかというふうに思うんですが、回答をお願いしたいと思います。

最後に、最後というか、もう1点目は、国民健康保険では、介護保険と違いまして、法定外繰入が制度化されているんです。資料が少し古いので申し訳ないで

すが、2011年度では1,717自治体のうち1,248自治体、およそ70%の自治体がこの制度を利用されているんです。平成5年3月に改正された国民健康保険法は、その附則で、市町村は一般会計から、所得の少ない一般被保険者の割合が大きいこと云々とありまして、国民健康保険の財政が受ける影響を勘案して、国民健康保険に関する特別会計に繰り入れることができるとされています。1つの繰り入れの根拠として、所得の少ない一般被保険者の割合が大きいことが挙げられておりまして、これは、これまでも一般質問させていただきましたが、豊郷町は被保険者の割合が40%ありますから、これに適用されるのではないかと思います。

さらに、平成5年4月の厚生省保険局国民健康保険課長通知では、市町村一般会計からの繰入額の算定に係る基準というのが示され、この制度がありますから、繰り入れることができますよというのがありまして、基準というのが示されて、制度があるから基準が示されるわけですけど、それを見ますと、国民健康法が改正された平成5年3月の後、平成5年の4月に、厚生省保険局国民健康保険課長通知、市町村一般会計からの繰入額の算定に係る基準というのがありますが、これを見ますと、被保険者の応能割保険制度の負担能力が特に不足している場合は、保険料負担能力補填基礎額掛ける保険料軽減所帯による補正係数とあり、その補正係数は、保険料軽減世帯が25%以上の場合は0.25とするというふうに、制度としてあって具体的に示されています。これは交付税で上乗せして返ってくる分になるのかなというふうには思うんですが、軽減相当額の繰り入れをした場合はちょっと私、間違っているかもしれませんが、県が4分の3、町が4分の1の負担となっておりまして、この保険局長通知では、令和5年度の予算でも、地方交付税として1,000億円、国庫で1,000億円予算が含まれています。国庫補助の算定は7月になりますから、今からでも間に合うと思うんですが、この制度を活用して、少しでも町民の皆さんの負担を軽減するということを検討してはどうかと思いますが、回答をお願いいたします。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

全員協議会でお示しさせていただきましたA案からE案につきまして、協議を重ねさせていただきました結果、B案もしくはE案といういずれかの方法ではどうかという委員会での、すいません、国民健康保険の運営協議会の方で議論させていただきました。その中で、ある一定、B案とE案につきましては、令和6年度の中、最終9年度統一を目指した中で実際よく似た案というところ

で、6年度につきましては、ある一定3年間基金を取り崩していこうとすると、1人当たり1万1,000円という形での計算となったところでございます。あとまた、介護保険の基金につきましては、今ちょっとこちらの第1号の介護保険の取崩しになりますので、国民健康保険とは別になりますので、また後でお答えの方をさせていただければと思っております。

法定外の繰入れですけれども、現状、今現在一般会計からの繰り入れているものにつきましては、7割、5割、2割の軽減分に係ります国民健康保険基盤安定の負担金であったりとか、財政安定化支援分、また、出産育児一時金であったりとかそういったことになってくるかと思えます。もし保険、赤字補填目的の法定外の繰入金となってまいりますと、今現状滋賀県の中では市町はどこも行っておりません。といいますのは、1つの町でも行ってしまいますと、都道府県に入ってくる交付金については7,000万円、市町分としまして入ってきております3,000万、1億円という交付金を国から頂戴する形にはなっているようなんです。その部分については、交付金を頂けなくなってくるので、その分が、また被保険者の方に保険料として頂戴する形になりますので、現段階では考えていない状況で、今回このように試算の方をさせていただいております。

以上です。

**伊藤町長** 議長。

**村岸議長** 伊藤町長。

**伊藤町長** それでは、10番、鈴木議員さんの一般質問にお答えいたします。

基金を全額繰り入れたらどうやということであります。6年度に全額繰り入れたら、あと7年、8年には基金が繰り入れられなくなると、全額保険者の負担になってくるということ。それで、9年度に移行を一応県は目指している。19市町は目指しているんですけれども、最低11年までというふうに2年の猶予があります。基金がある場合は猶予ができるんです。基金が少ないさかいに猶予ができない。猶予するごとに、少しずつしか使えないということですので、それをご理解いただきたいと思います。

それから一般会計繰入云々につきましては、法的にはどうか、私もあまり、こんなのが交付税で返ってきたらそれぞれ全部すると思うんですけれども、ただそれぞれの都道府県、全部で一元化をそれぞれの府県でやっていこうということで、これは方針を出されて、滋賀県も、先端ではないですけど、先端の方を行っていて、全国の国保会計に毎年3,400億円ずつずつと統一化に向けて補助が出されております。そういったことの法定外繰入はやめるようにということで、これが進んでおりまして、滋賀県でも、法定外繰入はたくさんやっておられ

たともありましたが、もう今現在は、もう一切、法定外繰入をやめて、そして、統一に向けて動いておるところでございます。

いつも、この前から申しているんですが、どこにいても同じ保険料であるように滋賀県は動きますので、豊郷町だけがどうのこうのという、幾ら所得の低い人でもよそへ行っても同じ保険料やということ、それだけは、ご理解の方、よろしくお願いいたします。

以上です。

鈴木議員 議長。

村岸議長 再々質問。

鈴木議員 1点勘違いしておりましたので、これまでの議論で私は基金が統一されたときに全部もう県にというふうに思っておりましたし、なんかそんなやり取りをしたんですが、今のお話だとまだ2年間猶予があるということを知りましたので、それは申し上げておきます。

それから、基金を全額取り崩せじゃなしに、主要施策の施策の概要のが3,400万になっているので、それぐらい取り崩したらどうかと、基金全部という意味で申し上げたのではございません。ちょっとその点だけ十分伝わらなかったと思います。

ただ最後に、せっかくいろいろあります。これをやると国や県から罰則があるとか、各市町村とか各都道府県で一定の方向が出されて、町長から答弁があったように滋賀県はほとんどないんですよ。そういう県でまとまっていて、もともと少ないんですが。ただ、私が申し上げたかったのはせっかくこういう制度があるので、少しでもある制度は活用をして、町民の皆さんの負担を少なくすることと考えていただきたいということを申し上げたいと。最後にもう一度だけ。

伊藤町長 議長。

村岸議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えいたします。議員おっしゃるように、そのように繰り入れして交付税算入されるのであれば、そしてそれが県に相談して可能であれば、やはりこれは考えていくべきものとは思っております。それが無い限りは、やはり難しい。それぞれの単独会計でやっていくということになりますので、その点ご理解のほどよろしくお願いいたします。

鈴木議員 議長。

村岸議長 次の質問に行ってください。

鈴木議員 防災倉庫の問題です。防災倉庫に今様々な物資が備蓄されているのはよく分かりますし、耐震基準があるとかの言い方をした答弁がありました。ただちょっ

と今、旧の大町農機具利用組合の倉庫が防災倉庫として使われているんですが、これはもう一度確認ですけど、2013年の12月議会で、建設年度の安全性があるのかというふうに質問したんですが、そのときには建設が昭和53年と回答されている。先ほど54年と回答があったのでその点、別になくてもいいんですけど、その当時の回答書をもう一度見たら53年となっていたんですよ。これだけは整合性をちゃんとしておきたいという意味で。そのときに耐震診断はやっていないということと、今後防災倉庫としてあそこを使っていくのかどうかを考えているというような回答でした。今もこの状況は同じだと思うんですね。

私は本来は新庁舎を造るときに検討するべきだったんだろうと思うんですが、新しい防災倉庫を造っていくのか、それから防災対策そのものをどのように全体計画の中で見直していくのかということが問われているんじゃないかと思うんです。例えばの話ですけど、その防災倉庫にしても、災害が発生したときには、防災倉庫から搬出をして、拠点場所的などに持っていく時間のロス、タイムロスがあります。それを運ぶマンパワー、職員さんが運ぶということなんですけどそのマンパワー、その他いろいろ総合的に考えた場合に、耐震基準があるとは言い難いという今の防災倉庫ではなしに、むしろ拠点避難所が5つでしたか。4つでしたか、5つかな。5つの拠点避難所の機能を拡大して、充実をして、そういうのを持たせていくというようなことも今後ひとつ検討してはどうかと思うんですが、どうでしょうか。

総務課長 はい、議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。建築年につきましては、私も資料を見まして54年と見ていたので先ほどお答えしたんですけども、もしかしたら53年度中の54年になってからなのかもわかりませんし、ちょっとまた確認をさせていただきたいとは思いますが、いずれにしましても50年代前半やという古い基準の時代やということをご理解いただけるかと思えます。

それと、また、倉庫、今の現在の倉庫を使い続けることによる時間のロスとか等のございますけれども、これにつきましては、確かに役場庁舎から遠いので、本来ですとこの敷地周りにどこか欲しいというのは今でも思い続けておりますので、その当時使い続けるか検討と回答していた部分につきましては、同じような思いを持っているところは確かでございます。

ただ、今現在でこの当時からまた10年の間にいろんな災害等の事例を見て

いますと、やはり倉庫だけではなく、防災センターのような施設が今度必要になってくるのではないかという議論にまで発展していきます。そうなると、また単に倉庫を建てるだけでなく、莫大な一般会計予算が必要になってきますので、やはりその辺とバランスというのか調整をしながらでないとなかなか前に進めないというところも実際のところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、最後に5つの避難場所に倉庫的なものということでございましたけれども、今実際避難場所と申しまして、2つは小学校で1つは中学校です。今建てた小さめの防災倉庫であっても、置場所を学校等と調整しましてかなり難航したのが実際のところですよ。やはり学校としての機能が優先された中での倉庫になってきますので、あまり大がかりなものもできないという部分もご理解をいただきながら、今ある資源を有効に活用しながら、今後の防災対策を練っていききたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

鈴木議員 議長。

村岸議長 再々質問。次の質問ですか。

鈴木議員 最後に補助金の問題、先ほど回答をいただきました。新年度から、非課税、この事業は2020年度から始まって当初は非課税世帯であったのが、対象が非課税者になったりしていろいろ発展をしてきたんですが、先ほどの回答では令和6年度から、この非課税者の対象要件も外すと。それから上限が今の2万5,000円から4万ということにする。その際に医師の診断書を添付していただくというふうに拡充をしていきたいというふうに思いましたという回答がいただきました。これまで何度かこの制度の拡充を求めてきた立場から言えば、今回、制度が拡充をされるということは非常にうれしい限りだというふうに思いますし、また、制度の利用をためらっていた人たちにも朗報だと思います。私も1回ご相談を受けたのは、これ使おうと思うけどなという相談があった。けど所得制限があって、ちょっとこうこうやという説明をしたら、それやとわしは使えんなというようなお話があったのも確かです。今3点、制度の拡充をするということで回答がありましたが、これからますます高齢化が進み、制度が拡充されたことによって利用が増えることが予想されますが、今後もぜひ高齢化社会の発展や、さらなるこの制度の拡充について検討を、今年度は拡充していただくわけですが、これからも引き続きこの制度の拡大検討、拡充の検討をお願いしたいということを最後に申し上げて、質問を終わりたいと思います。回答をお願いいたします。

保健福祉課長 議長。

村岸議長 森保健福祉課長。

保健福祉課長 鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。令和6年度、要綱を改正することで適切な診療をもとに、耳の治療や認知症の早期発見等につなげていきたいと考えております。また皆様の今後、周知をしていきたいと思っておりますのでまたご協力の方をよろしく申し上げます。

以上です。

村岸議長 ここで早いようですが、昼食としたいと思いますので、再開は13時からいたします。

(午前11時26分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

村岸議長 それでは、再開します。

次に長谷川貴康君の質問を許します。

長谷川議員 はい、議長。

村岸議長 長谷川議員。

長谷川議員 こんにちは。質問をさせていただきます。まず、防災対策整備について、私は問題があると思うんです。各字に避難所がありますが、高野瀬の里地区の人たちが避難に行く道路です。里地域のところには、高齢者や身体の不自由な方が多くおられます。車で移動しなければいけません。今車で移動しようと思えば、県道に出るか、町道30号に出なければいけない。町道2-6があるのになぜ整備をして車が走れるようにしないのかお答えください。

地域整備課長兼

上下水道課長 議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備課長兼

上下水道課長 それでは、長谷川議員の質問にお答えします。防災対策整備についてですが、この町道2-6、高野瀬里線の整備については、以前から区と協議をしていますが、いろいろな事情により、整備が止まっています。今後も引き続き区と協議を進めていきたいと考えています。

以上です。

長谷川議員 議長。

村岸議長 再質問。

長谷川議員 避難経路は、早く行ける近道が何本もある方がいいと思います。各字の避難所

がありますが、各字の方々がそこに全員集まれるのか、各字の一次避難所を増やす必要があるのではないかと考えますが、お答えください。どうですか。

総務課長 はい、議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長 各字の一次避難場所を増やしてはどうかというご質問でしたけれども、避難所につきましては、当然のことながら運営は地域の方々が主な役割を担っていただくことになると思います。議員おっしゃるように、全員が入れるかどうか微妙なところもありますけれども、災害の場合、地域全員が避難するということが実際の現実としては想定をされておられませんので、全員分入れなければならないというわけではございません。ただ一方で、吉田区においては豪雨災害のときには、3か所に分かれて避難するように字の方で決められております。そのように字の方が必要があればそうしていただければ、こちらの方で指定をさせていただくことはやぶさかではございません。

また、先ほどの質問の関係ですけれども、避難については、基本的に車ではなく歩きで避難していただくというのが基本になりますので、そうしないと逆に言うと駐車場が足りなくて路駐が増えて緊急の自動車の通行の妨げになったりしますので、歩いて避難できれば、そこは別に避難経路として使えますので、どうしても車が通れなくてはならないわけではないということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

長谷川議員 議長。

村岸議長 再々質問ありますか。

長谷川議員 健康な方は歩いて避難したらいいと思いますが、車でないと避難できない人もいることということだけは分かっています。

それと、再々質問ですが、一次避難所には、何人分の食糧や必要な備品があればいいとお考えか、一次避難所に集まってもらって、二次避難所に移動すると考えておられると聞きましたが、二次避難所がいっぱいときにはやっぱり一次避難所も活用しなければいけない事態が出てくると思います。それで、そこにはやっぱり炊事場所、かまどベンチとかマンホールトイレが必要と考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

総務課長 はい、議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、再々質問にお答えをします。

お答えする前にですけれども、質問通告に載ってないことはなかなか答えず

らるので、再質問で再々質問等でしていただくのもいかがなものかと考えますけれども、一次避難所につきましては、先ほども申し上げたように、字が運営していただくことが主となってきます。今は補助金はありませんけれども、字で資機材を買われる場合に補助を出したりして、字の方で防災力を高めていただくという施策は従来から町の方でも行っておりましたので、また、必要であれば字の方で考えていただければと思います。

以上です。

長谷川議員 議長。

村岸議長 次の質問に入ってください。

長谷川議員 住宅リフォーム補助金について。昨今物価が高騰していますが、住宅リフォーム補助金が今の物価に合った補助率か、それをお答えください。

地域整備課長兼

上下水道課長 議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備課長兼

上下水道課長 それでは、長谷川議員の質問にお答えします。住宅リフォームの補助金についてです。豊郷町住宅リフォーム等補助金交付用要綱は、平成21年6月23日から施行されています。約15年間この事業を実施しております。始まりの金額は国の補助金を含めた30万円補助でしたが、国庫補助がなくなりますと20万円に減額をし、今日に至っております。確かに物価が高騰しています。今後はその点も含めて見直していきたいと考えております。

以上です。

長谷川議員 議長。

村岸議長 再質問。

長谷川議員 この補助金の趣旨として、町内業者の振興と地域経済対策を目的としてと書いてありました。原材料の高騰と人件費の値上げなど、とはいえ、施工代金に事業者が上乗せしにくい。今、町内業者は困っているんです。何とかやっているが自分の人件費が出ないとも聞いています。今の住民の収入が増え、施工代金に物価上昇分を上乗せできるまで、前の補助金の額に戻すことはできないかと考えますが、いかがでしょうか。

地域整備課長兼

上下水道課長 議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備課長兼

上下水道課長 長谷川議員の再質問にお答えします。今、物価上昇が続いているのでというお話なので、国が示している物価上昇なんですけども、消費者物価指数というのがありまして、2020年を基準として今の物価がどれくらい上がっているかというものでございます。それでいきますと、2024年の1月には、総合指数として106.9ポイントなので6.9%上がっているということでございます。その中でも食料品が一番上がってまして、115.7上がっています。しかし、ながら、住居につきましては102.7、2.7%しか上がってないというふうになっております。なので、増額を前の30万までにというお話を今されましたけども、そこにつきましては、そうなるかどうかはまだ協議次第で額は決めていきますので、今言いたいのは、物価指数、食糧の物価指数はかなり上がっていますが、住居の方はそれほど上がってないので、額はかなりの増額になるかどうかはちょっと検討次第だということでございます。

以上です。

長谷川議員 はい、議長。

村岸議長 再々質問。

長谷川議員 今、住居の物価が2.7と書いてありましたが、原材料、コメリとかそういうところへ行ってベニヤ板を買いますわね。15年前ですか、そのときと比べたら、私たちが見に行っても2倍近く上がっているんですよ。だからこの家の物価指数の上昇率の2.7というのは原材料の高騰とかを考えるとその分業者さんが負担しているんじゃないかというふうに考えます。

町民のために出さなければいけないお金もあると思います。補助金を前の金額まで戻すことを協議の中で考えてもらいたいと思います。私たちの報酬を上げるということを提案させてもらいました。議員報酬ね、そういうことを提案させてもらったのですから、町内の事業者、町民の収入も上がる方向に持っていかなければいけないんじゃないかと考えます。そのことを頭に置いて、議論をしていただきたい、そう思います。

地域整備課長兼

上下水道課長 議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備課長兼

上下水道課長 長谷川議員の再々質問にお答えします。まず、先ほど物価の上昇の指数は2020年を基準としての率を申し上げましたので、15年前の率で申し上げたわけではございません。あと、事業者の、どう言ったらいいんですか、人件費とか物件費が上がっているのは承知しています。それを先ほどは抑えてまで

住宅リフォームをしているというのであれば、それは間違っていまして、適正な単価で施工して、改修した方からお金をもらうのが本来だと、それは思いますので、よろしく申し上げます。

長谷川議員 はい、議長。

村岸議長 次の質問に入ってください。

長谷川議員 町長にお尋ねします。通学路、国道へのアクセス道路の安全管理について。

村岸議長 長谷川君、②耐震。

長谷川議員 すみません。耐震補強補助金についてお尋ねします。能登半島地震でお亡くなりになられた方の死因の4割は建物の崩壊と聞いております。それによる圧死と聞いています。その方々が耐震補強をしていれば助かった命だと思います。この豊郷も他人事ではない。鈴鹿西縁断層帯が動けば、震度6強から7クラスの揺れと言われています。補助金を分かりやすく使いやすい方法に変えるべきだと思いますが、町長はどのようにお考えですか。

地域整備課長兼

上下水道課長 議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備課長兼

上下水道課長 長谷川議員の耐震補強補助金についての質問にお答えします。

能登半島地震では家屋の倒壊や地滑りにより多くの方々が亡くなりました。ご冥福を申し上げます。被害も甚大でいまだ復旧作業が遅れております。豊郷町では、豊郷町木造住宅耐震診断員派遣事業と、豊郷町木造住宅耐震改修補強案作成事業と豊郷町木造住宅耐震改修などの事業があります。この補助金は国、県の補助を受けながら実施しています。目的は、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、耐震診断員を派遣して豊郷町内の木造住宅の耐震診断を実施する事業です。その後、豊郷町木造住宅耐震診断員派遣事業で、耐震性が乏しい木造住宅の耐震改修を行うための目安となる補強案や概算費用を算出する事業とセットで実施しております。

次に、耐震診断の結果、改修が必要とされた木造住宅の耐震改修時の補助があります。補助対象の建設、今の全て3つの事業の補助対象の建築に当たる対象物件に当たる要件は、主に昭和56年5月30日以前に着工されて完成している建物、延べ面積の半分の部分が住宅のように使われているもの、階数が2階以下で延べ面積が300平米以下のもの、木造軸組み工法のもので、壁組み壁工法、丸太組工法の住宅ではないものなどが対象となっております。豊郷町としましては、国庫補助を受託しての事業であるため、これ以外の新たに耐震補強補助金

は考えておりません。

以上です。

長谷川議員 はい、議長。

村岸議長 再質問。

長谷川議員 旧基準のものを対象にする補助金と書かれていますが、もうその建物を建てた人たちはご高齢になっております。そして核家族化が進み、そのお家に子どもさん、お孫さんが住まれるかと思えばなかなかそうではないというお考えの方が多いみたいです。その家を直してまで、またお金を使ってするというのは、その人たちの生活、老後の生活資金がなくなるぐらいかかると聞いております。家を建て替えるぐらい耐震補強するのにかかる。それに対して、補助金が100万とかそういうものしか出ない。それでは、この制度があったとしても皆さんが利用しない。このことはこの間も新聞にも書いていました。皆さんが耐震補強をしようと思ってもお金が高過ぎるので足踏みしてしない。ご高齢の方がその家を直して、それでもあと誰が住んでくれるのか分からない。そんなところを直すのであれば、老後の資金にしたい。そう考える方が多いそうです。

そういうのを考えると、この補助金は何なのか、何のためにやっているのか、ただやっていますよ、実際に使ってくださいといっても使えない、そんな補助金ならば、あってもなくても同じですよ。それに対して条例をつくって補助金制度を進めるというのは、何かおかしいなと私は思います。

そんな補助金制度をつくっているのであれば、町の方から、利用者がいないと県、国の方に言って変えたらどうかとかそういうお考えはあるのかどうかお答えください。

地域整備課長兼

上下水道課長 議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備課長兼

上下水道課長 長谷川議員の再質問にお答えします。まず、使い勝手が悪いのでこんな補助金はやめた方がいいんじゃないかとお話ですけども、これはそもそも昭和56年の建築基準法が今の耐震診断よりも弱いということなので、それをそれ以前の建物に対して補助をするという大前提があります。

あともう1つ、高齢者の方で、もう費用がないので困っている、それは分かります。それは分かります。けども、個人の財産に町のお金をつぎ込むのかという話にもなってきますので、なかなか難しい問題ではないかなと。

耐震改修をしても使ってもらえないかもわからない。それは個々の家庭事情

の話ですので、それを行政がどうこうするという話ではないと思います。

以上です。

あと、国への要望はしていかないのかということですが、国への要望は豊郷町からはしていかないつもりです。

以上です。

長谷川議員 議長。

村岸議長 再々質問。

長谷川議員 していかないというのであれば、どのようにしたら今豊郷町に半分ぐらいある古い基準の家を守っていくのか。どのようにお考えか。個人の家といいますが、これが倒壊すれば公金を入れなあかん。そういう事態になってくると思うんです。今、国の能登半島のやつでも全壊に1戸当たり300万とかそういうお金が発生していますよね。そういうふうにならないうちに、町、県、国でそういうことを予防するための簡易なやり方をした方がいいと思うんです。震災というのはいつ起こるか分からない、自分たちの地域にも起こるか分からない。そういうときのために、想定外であるとかそういう言葉が出ないようにしていった方がいいと思います。

地域整備課長兼

上下水道課長 議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備課長兼

上下水道課長 長谷川議員の再々質問にお答えいたします。見舞金のことをおっしゃっているんだと思うんですけども、それとまた耐震とは別ものですし、震災は確かにいつ起こるか分かりません。だから、そこに住んでいる方々、皆さんが自分で自分の身を守るということも大切だと思います。

以上です。

長谷川議員 議長。

村岸議長 次の質問に行ってください。

長谷川議員 それでは、次の質問に行かさせていただきます。通学路、国道へのアクセス道路への安全管理というものは、私は町行政がした方がいいと考えます。そのことに関して、町の考え方をお答えください。

総務課長 はい、議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、1番、長谷川議員の通学路、国道へのアクセス道路の安全管理のご質問についてお答えをします。防犯灯の設置につきましては、従来から字の中は

字で、字と字をつなぐ道路は町での原則に基づいて設置や補助を行っているところで、引き続き事業を実施してまいりたいと考えているところです。また、通学路の安全につきましては、豊郷町通学路散歩コース安全推進会議において、豊郷町通学路交通安全プログラムを策定し、定期的に合同点検を実施し、対策を行っておりまして、引き続き進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

長谷川議員

議長。

村岸議長

再質問。

長谷川議員

通学路、国道へのアクセス道路はその字の方だけが使う道じゃないんですよ。町民が国道へ出るときはその道を通る。その道を通るのにお金を払わないから消すということはできませんよね、その自治会の人。自治会の人払うからつける、自治会の人払わないからつけない、そういう問題じゃないんですよ。町の人みんなが通る道はやっぱり町が守るべきやと私は考えます。

それと、通学路も同じなんですよ。その地域の者だけが通るんじゃないんです。隣の地域の人があるところをそこを歩いて行くんですよ。そういうところをその所在の自治会に管理しようというの、ちょっとおかしい話かなと私は思います。

それと、参考資料を配りましたが、この写真を見てください。この道はAの場合は12月の一番日の短い20日頃に撮った写真です。この道を障害者施設に通う人たちが通っているんです。今、ここは200メートルほど街路灯がつかないような状態です。それを、昨日課長に言ったらすぐ直しますと言ってくれたので、解決していく方向だとは思いますが、ほかにもこういうところがあるんじゃないか。街路灯の点検を、ついているかついていないか、ちゃんと機能しているか、そういう点検をなされているのか。それともそれは自治会に任せているのか、その辺をお聞かせください。

総務課長

はい、議長。

村岸議長

清水総務課長。

総務課長

それでは、長谷川議員の再質問にお答えさせていただきます。

防犯灯につきましては、従来から申し上げているとおりです。また、通学路につきまして、その字でどうこう言うていただきましたけれども、通学路については、通学路として全体を通して町の方で交通安全の点検をしておりますので、この字がどうこうとはまた違う部分ではないかというふうに考えております。

最後に防犯灯で切れているものがあつた場合の件でございますが、町としても定期的には点検をしておりますけれども、見落としている部分がありました

場合、そうやって教えていただければと、町で設置したものは町の方で、また、字の方には字に伝えまして、修繕をするようにしていきたいと思っておりますので、また見つけたら教えていただければと思います。

以上です。

長谷川議員 議長。

村岸議長 再々質問ですか。

長谷川議員 最後にお聞きしたいんですが、町が防犯灯などの設置条例とかはどうなんですか、あるんですか、ないんですか。細かく50メートル以上暗かったらつけなアカンとか、そういう基準があるんだったら教えてください。

総務課長 はい、議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長 それでは長谷川議員の再々質問にお答えします。

防犯灯の条例でございますけれどもございません。

以上です。

長谷川議員 議長。

村岸議長 次の質問に行ってください。

長谷川議員 町長、教育長にお尋ねします。小学校のトイレ改修工事で予算が組まれています、中学校、保育園、幼稚園のトイレはどうなのか。私、ある保護者さんから、聞いた話ですが、家のトイレは暖かいのに保育園は冷たいと言われ、その保護者さんは、こんな小さな子が生活環境を考えている。そのとき私は小さな子に教えてもらうたと、その保護者さんから聞きました。行政は、学校、園の生活環境についてどのようにお考えか。それと、愛里保育園の駐車場から玄関までの歩道に屋根をつけてほしいという方もおられました。その点について、お答えください。

教育次長 はい、議長。

村岸議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、長谷川貴康議員の園、学校での生活環境整備についてのご質問にお答えいたします。

昨今の生活環境、生活様式の変化により、一般家庭でも暖房便座が標準となっていると考えております。このことから令和5年度に両小学校、豊郷小学校日栄小学校、両小学校のトイレの洋式化に向け現在実施設計を行っているところであります。現在保育園、幼稚園、中学校については、整備から年数が経過しており暖房便座が設置できておりません。先ほども申し上げましたが、生活様式の変化により暖房便座が一般的になっている現状を踏まえ、今後整備に向けて検討していく必要があると考えております。

また、愛里保育園の駐車場から玄関までの歩道に屋根をつけてほしいとのことですが、現場の意見を踏まえ、現時点で歩道にアーケードを設置する必要はないと考えております。

以上です。

村岸議長

再質問は。

長谷川議員

もうこれでいいです。

村岸議長

もうありませんか。

長谷川議員

はい。ありがとうございました。

村岸議長

次に、河合勇君の質問を許します。

河合議員

議長。

村岸議長

河合議員。

河合議員

大変時間が、勘違いしまして遅れまして申し訳ございませんでした。それでは、除雪補助金についてをお伺いします。

除雪補助金については一般質問、予算決算常任委員会というように、私は幾度となく質問や質疑を繰り返してきたところであります。改めて次のことについて答弁を求めます。

1つ、令和6年1月24日から1月25日にかけて降った雪による除雪出動命令は何件あったか。2番目、除雪補助金の申請件数は何件あって、交付決定は何件されたのか。また、既に実績報告書が提出され、交付を確定された件数は何件か。3番目、活動を休止している区から補助金の申請はあったのか、あったとするならば、区長印を押印の上のことか、また審査基準項目は何かを答弁願います。件数、件名はゆっくりと数字を言ってください。

地域整備課長兼

上下水道課長

議長。

村岸議長

山田地域整備課長。

地域整備課長兼

上下水道課長

それでは、河合議員の質問にお答えします。

まず、1の除雪補助金についての1の令和6年の1月24日から1月25日にかけて降った雪による除雪出動命令は何件あったかについてです。建設工業部会には、21時、9時ですね、と、翌朝の朝5時に2回の出動命令をいたしました。

次に、2番の。

河合議員

何件あったか。出動命令は2回ですか。

地域整備課長兼

上下水道課長 2回です。

次に、除雪補助金の申請件数は何件あって、交付決定は何件されたのか、また、既に実績報告書が提出された交付確定された件数は何件かについてです。今年度の申請件数は15件で、15件に交付決定しております。現時点で実績報告書は4件提出されております。

次に3番、活動を休止している区から補助金の申請はあったのか、あったとするならそれは区長印を押印の上なのか、また審査基準項目は何かについてですが、活動を休止していませんが、区長を選任していない区からは、世話役の署名と私印で申請されています。令和3年3月に区の代表として認めたので、そのように取り扱っております。

以上です。

河合議員 議長。

村岸議長 再質問。

河合議員 ちょっと私は次の再質問に行く前に、私がちょっと述べておかなあかんことがあるんですよ。そうしないと私の再質問が皆さんに分からないと思いますので、ちょっと少しだけ時間を。

村岸議長 はい。

河合議員 私が除雪をなぜ除雪補助のことを聞くかという、したら、もろたら別にそれでいいんですよ、別にね。すれば。本当は私は今日はこんな質問をしたくはなかった。ぎりぎりまで待っていましたよ。一般質問だけを局長に預けてね。なぜこういうことをせないかんことになるかという、さんざん大町世話方、大町世話方で除雪。除雪を私の機械を使って個人の機械を使って除雪の補助金をもらって使っているという人が3人ほど私の耳に入りました、現実。私が令和2年の12月に一般質問をしたときに、執行部側から、3年、4年度は大町区には一切支払っていませんと。そこをしっかりと聞いてほしいんです。それから再質問に入りますので。だから、もらっていないということが分った途端に、公開条例、公文書開示決定という開示をなされてあるものは、大町区のことを補助金・助成金に対して、私のこの今言うてる除雪費用が全くないということが分かったから、補助金たるものにこういうような申請をなされて、これは私もやりました。杉区と大町区を。何と私はこれを踏まえてから今、質問をします。私は除雪のことであまりにも言われましたので、私は担当課に行って確認に行きました。閲覧できるのかと。閲覧をさせてもらいました。そのときに添付資料として、完了写真が載っていました。ある在所が載っていました。私もこれ、公文書開示決定通知書を申請して町長からもらいました。なんとその写真を見たら、写真が替

わっとる。なんや。時間止まっていたんか。ありがとう。

すみません、私もさんざん文書を取られて、さんざんやられましたよ。ある者がある者に頼まれて開示文書を取ったのかもしれませんが、その者がその人は兄貴と呼んでいるみたいですよ。知りませんよ、聞いた話では。今私がなぜこれを聞くかという、先ほどから鈴木氏も漏えい問題とかいろいろ問題があって質問をしていました。これ、私のこの取った文書がここにありますが、これ、私のときに、大町世話方代表、大町世話方と連呼した。今村氏が連呼しましてね、そのときの議運の中で、その話も出ました。大町世話方代表と。そのときにその当時の議運で西澤博一氏が、それはあかんやろうと言うて私にフォローしてくれました。大町世話方だったらもう誰かやないかと。私は名前を言っておりませんと今村氏が言いました。それに基づいて私もこれからそういうようにしゃべりますので。同じように。だから、今私が言うように、ここに令和3年度の除雪作業の実績報告書が出されております。写真つきでね。私が閲覧した写真とは全く違います。全く違います。この在所のその前の区長の写真も見ますと、全く同じような図柄のコピーでなされています。私はしたとは言いませんよ。どこから見ても同じように私は見えます。仕方がね。だから私の言いたいのは、不正不正と言いますが、私はこれは不正ではないのかと。これ言いますが、これから再質問に入ります。

補助金、助成金については、今村氏からも交付金支出、補助金支出の問題を取り上げるとして質問されていましたが、令和4年12月の私の一般質問において、私は除雪補助金についての質問をしました。その質問に対して、執行部は明確に答弁し、元大町区の世話方が、除雪補助金をもらっていないという事実が明確になりました。そして次に、令和5年3月の予算決算常任委員会では、補助金の申請、審査、実績の手続に不正があった場合どうされるのかと質問をしました。その問いに対して執行部からは、虚偽の申請については補助金の返還になると答弁されました。さらに、令和5年12月の予算決算常任委員会において、補助金申請等の手続後に不備が発覚したら虚偽申告が行われていたら、このことが証明された場合はどのように処理するのかと質疑しました。地域整備課長の答弁は、経緯があった場合、補助金の返還について相談したいとの答弁でした。このことに偽りはありませんか。

それでは、地域整備課長から、手続に違反等があった場合は補助金の返還を求めるとの答弁がありましたが、審査後に虚偽や差し替え等があった場合、私は犯罪の可能性があると思います。課長はどう思いでしょうか。返還のみで済ませることではないと私は思います。刑法に抵触するのではないのでしょうか。ちなみに、

もし、職員がこの虚偽申告に携わっていたら、私もネットで出してみたんですが、偽造公文書虚偽罪とは、公務員がその職務に関して行使の目的で虚偽の文書、図画、その当時とは替わっていますから、これは図画ですよ、写真が図画が私が見たのとは替わっているのだから。これは刑法156条に規定されている虚偽公文書作成罪の刑事罰に当たると言われていますよ。公務員が関わっていたらね。先ほど来、再度私は言います。漏えい問題にしろ、こういうような問題にしろ、豊郷町の職員はばかじゃありませんよ。そんな方は職員におられませんよ。誰かが何かを加えたからこういうふうなことになっていると思うんですよ。そうでしょう。職員が頼まれて、ああそうですかやりますわと言うばかりがおりますか。うちの職員はそんな方は職員におられますか。私はいないと思いますよ。何かの権力か圧力か、何かをかけたからこそああいうような文書を出したり、もしこれが本当になされていたら、これは職員はあまりにも私は1人で悪者になると思うんですね。先ほどの漏えい問題もそうですけど、言うた者は何のおとがめもないでしょう。処罰を受けるのは職員でしょう。言うた本人は誰だか分かっているはずやねん。

議 員 議長、一般質問の議事進行はどうなるんですか。

河合議員 ちょっと言ってください。

村岸議長 今は除雪の問題でやっていますので。

河合議員 除雪ですよ。

村岸議長 除雪問題です。

河合議員 漏えいと除雪とでこういうような罪になるんですよと言うてます。

議 員 一般質問の範疇の時間内でこれをずっと続けはるんですか。

河合議員 私の時間ですよ。

議 員 それは議長が認めているんですね。それだけ確認させてください。

村岸議長 はい。除雪問題ですので認めております。

河合議員 よろしいか、続けて。

村岸議長 どうぞ。

河合議員 今そのことに関して、ああやって笑っている方は、今漏えい問題で、大町るときはわーわー言うたけど、これ漏えい問題の自治会、どこの自治会か分かっているはずやで。おのれらに関係のうなったら何事もしゃべらない。知りもしない。これは私の大町だったらどんだけやりますか。おのれに関わっている自治会だから。

今も言うたように、ああして他人の在所のことは一生懸命言いはりますけど、今、自分のところのことに関しては、あれだけの大きな問題になつとるのに、

何1つと知りもしない。どういうことかこれはね。ちょっとあまりにも差別をし過ぎるのではないかと思います。今に関して、担当課長、私の今の質問、再質問の件に関してちょっと、答弁願います。

地域整備課長兼

上下水道課長 議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備課長兼

上下水道課長 河合議員の再質問にお答えいたします。

まず、僕が見た実績報告の写真は、今、河合議員が持っている写真でございます。それと、これが写真がすり替わっているというお話なんですけども、それが本来そうやった場合、犯罪になるのかどうなのか、担当課長はどう思うのかという答えについては、それは僕の立場ではそれはお答えすることができません。あと、虚偽申告について公務員が関わっていたらどうなるのかということなんですけども、それはまた総務課の方で判断していただけるのかなと思っております。

以上です。

村岸議長 河合議員、総務課長の方はよろしいですか。虚偽の問題はよろしいんですか。

河合議員 何のこと。

村岸議長 虚偽をどうだこうだという質問をしました。虚偽になるのかならないのかというやつを、今、総務課長の方から判断をしていただきますということを地域整備課長が言いましたのでよろしいですか。

河合議員 答えは同じだからもうよろしいわ。

村岸議長 そうですか、はい。

河合議員 誘導尋問。ちょっとおまえ、ちょっと外部がやかましいのちゃうか。これね、私はこの補助金のことで、補助金じゃない、この差し替えのことで、去年の3月議会でしたか、資料をもらった後に、ある議員さんを事務局に来ていただきました。時間を合わせてね。尋ねたら、もう初めのうちはずっと黙っておられました。何と本人から認めましたよ。白状しましたよ。私は差し替えた。やりました。それが令和4年度の杉の区長ですよ、杉の区長です。その後、担当課に、間違いないのかと私は再確認しました。ほたら見た写真と、我々が見たときの写真とは全員一致していますよ、これではないと。そのときはある方の家族の方が後ろ向きに新幹線の方を向いて立っている姿の写真は私は見ました。除雪の写真ではありませんでした。雪解けした後の写真でした。それはそのときの今の課長は、まだ人事異動する前ですから、4月からでしょう。だから4月までの話ですよ。見

たのはね。だからその写真を差し替える意図が何だったのか。差し替えと本人が白状したのだから、事務局で、私がやりました、差し替えましたと。担当課は聞いてよろしいかと言うから、どうぞ聞いてくださいと。河合に言われたといっても構へんから名前を出してくださいと、言うて、本人が、私はほんまにこれ信じていいのかと思ってね。そんなもの差し替えてへん、やっていません、記憶にございませんと、そう言うたらしいですよ。どこかの国務大臣みたいなもんや。私が今こう言うてるうちに、うすうす思い出してくれたらよろしいのやけどね、国務大臣で、あああるとき差し替えがあったな。あれはそうかそうか、ある国務大臣はそう言うてましたよね。初めは知りませんと言うたけど、写真やら何やら出されたら、そのようなことがあったらそのようなことかもわからん。現実ここに提出しているんですから、写真を。だから、今言うように、私は職員に聞いたら、かがみは知っている。かがみは知っているけどもこの写真は知らない。知らないのに誰が決定通知をしたんですかと。ほたら以前見た写真は、あれは何だったんですかと。そうなりますよね。見たんですから、4人が。誰とは名前はいませんがね。だからその人の写真があったやつが、除雪をしている格好ではなかったから、除雪しているような写真を撮ってきて替えたのかなと思いますよ。それと、私はこれは再々質問をしているのかな。

村岸議長 再々質問です。

河合議員 終わりやな。

村岸議長 終わりです。

河合議員 課長、今件数を言われました。今言うておられる16字と今、件数が16あって、我が大町区はしていませんのでね、15件。ということは、大町以外全部ですよね。そうですね。そこで交付決定も15件されていますよね。交付決定も15件。ということは大町以外は全員交付決定はされていますね。まだ、最後の完了写真はできていますやろか。できていませんの。

地域整備課長兼

上下水道課長 今4件です。

河合議員 4件ですか、もう3月終わりですよ。今頃出てきたらおかしいんですよ。だからこのもう1件の中止の申請、これは区長印の押印がなくなったんですよ、区長印の押印が。なくなったんですよ。

地域整備課長兼

上下水道課長 署名の申請です。

河合議員 それでできるんですか。それだったら世話方の個人名で申請はできるんですよ。それだったら個人名で。申請は公印は要らないんですよ。そういうこと

ですね。この1区は同じく世話方でしょう。だから世話方として公印のその字の区長印は押していないですね。それで申請を認めたんですね。さあそこですよ。

交付金補助金ですね。交付金補助金、公印なしで認められたら、これから立ち上げたときには、その団体の名で代表者があったら代表者の印鑑を押したら認めてくれるんですね。そうですね。区の団体を立ち上げてね、また何々団体と、何々というて代表の名前を書いて、代表の個人の判がなされたら認めるということですよ。

それとね。今正直な話、現実にはこれは替わつとるのだから、本人も白状して認めているんですから、第三者委員会を立ち上げてちょっと審査願えませんか。このままでは私は済まされないと思う。実際に出ているのだから。これは担当課が出した資料でしょう。そうでしょう、今、課長は、私はこれしか見てません。何回も言うけどこれは当然ですよ。だからこれを表は知っているけど写真は知らない。さっきも言いましたけど、そんなことで通るんですか。しっかりと、決定通知も金額もちゃんと振込はされていますよ、その杉区に。このときはちょっと大雪で倍づけですよ。倍づけ。そうでしょう。だから、豊郷はそんなに甘いんですか。疑われますよ、そんなことを言ったら。だから、本人が白状しておきながらね、担当課が聞いたら、知らないやってない覚えがないと、ここに来ていたら駄目ですよ。覚えがなかったら。そうでしょう。何よりも証拠は本人でしょう。それを3人は聞いていましたから、そしたら、我々3人がうそをついているんですか、同じ1人のために。なぜ我々がうそをつかなければならないんですか。そうでしょう。だから第三者委員会を立ち上げてくださいよ。これは審査すべきですよ。

何回も言いますが、これを河合勇がやっとなら今頃メディアや新聞がどんどん来ていますよ。そうでしょう。漏えいにしろ、自治会がもしうちの自治会がやっとなら、河合勇と言うだけでやりますよ。だから、こういうことが実際に起こっているんですから、私もこんなことがなかったら、追及をすることはなかったのだけど、ただ、職員が、本人に確かめたいということなので、私は本人が、ああ、悪かったな、あれはこうこうだと言ったら、私は在所同士だからする気はなかった。正直な話。私は、在所同士だから私はほんまにこういうことをするの。ほんまにぎりぎりまで、20日の午前中で締切りやから、月曜日にしてくれと言ったら月曜日はうちは例月検査があるからということで、早いに電話で来てもらって、本人がそういうことを言うからね。あ、局長、すぐ出して下さいと、だから私は一番最後になったんですよ。ぎりぎりでした。だからこの本

人は何をどう思って我々3人に私がやりました、写真を替えたって私は別に何も言うことはなかったんですよ。ああすまんだな、こうこうだなと言ったらもう、私は在所同士で黙ったのやけど、そこまで我々は3人を、どっちがうそか分からないけど、我々3人はほたら悪人ですよ。言うた本人は知らん顔をしているけど。町長、第三者委員会を立ち上げて、一遍ちょっとこれを調べてくださいよ。どういうことか。私は何も刑罰とかねどうとか言うのと違いますよ。実際にこういうことがなされているんですから、職員は何度も言いますが、かがみは知っているけど、この裏のこの写真、これは知らないと言うんですよ。知らないものが私にこうして出てくるのだから、つけてみんな。そうでしょう。だからこれを真相解明してくださいよ。まずは本人がもう認めて、自白しているのだから、私がやりましたというて。それは担当職員が本人に聞いたら、逆の立場のことを言うんですからね。それだけ一遍第三者委員会を立てて、どうですか、やってもらえますか。私はまだしゃべりたいのだけど、もったないで。

私はこの間の雪の日にも私の自治会の中をボランティアでやらせていただきました。ごみステーションの前も行けないので雪かきをさせてもらいました。また、そのほかにもボランティアの方がやられましたよ。やられていました。私も見ました。そうやってボランティアでやっている人は自らは言わないですよ、やったとかね。こうしてやってもない者が写真だけを偽造してつけてくるということはもってのほかですわ。私は即座に私はこれが事実だったら、自ら身を引いてほしい、ここにいられないと思いますよ。これが事実だったら。

町長、最後にちょっと、どのような措置を、私はこれだけ言うて何もなかったら私はあほみたいや。正直に言って。だから、第三者委員会を立てて一遍ちょっと聞いてくださいよ。そのときは私と聞いた方とその本人も呼んでください。そうでしょう。さっきの漏えいと一緒ですがな。言うた者は何もせんと、黙って知らん顔をしているけど、これ言うた者は悪者なんですか。そうでしょう。どうですか、一遍第三者委員会を立ち上げてやってくださいよ。開いてくださいよ。職員が、前課長、岡村課長、あなたのご存じですよ、その写真のことは、覚えてますよね。写真は見たのは。そうでしょう。あなたですよ。補佐と私と4人を見たのは。その記憶はあなたもあるでしょう。記憶は。今、山田課長が、自分はこの写真以外は知らんと言うのだから、だからあなたのおかげでしょう。代わって決裁したるんは、そうでしょう。3月付やからあなたは担当課長でしたね。だから、黙ってんと、見たものは見たとはっきり言ってください。町長には、そのようなことを一遍検討をお願いしたいと思います。

伊藤町長 議長。

村岸議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、11番議員、河合議員の再々質問にお答えします。ただいまの一般質問については、しっかりと受け止めさせていただいて、またどういう状況がいいのか、今後検討はさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

産業振興課長 議長。

村岸議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 河合議員の再々質疑にお答えをいたします。先ほど河合議員がおっしゃっていただいた写真の確認なんですけれども、河合議員と議会の部屋で確認したときには、ああこの人が写っているなというような話をしていたところはありません。

以上です。

村岸議長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。  
本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後2時08分散会)

